

令和 2 年 9 月 9 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 坂 本 康 郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番 | 岩 切 達 哉 | (県民連合宮崎) |
| 5 番 | 武 田 浩 一 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 6 番 | 山 下 寿 | (同) |
| 7 番 | 窪 菌 辰 也 | (同) |
| 8 番 | 脇 谷 のりこ | (同) |
| 9 番 | 佐 藤 雅 洋 | (同) |
| 10 番 | 安 田 厚 生 | (同) |
| 11 番 | 内 田 理 佐 | (同) |
| 12 番 | 日 高 利 夫 | (同) |
| 13 番 | 丸 山 裕 次郎 | (同) |
| 14 番 | 冨 師 博 規 | (無所属の会 チームひびき) |
| 15 番 | 重 松 幸 次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 17 番 | 渡 辺 創 | (県民連合宮崎) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (同) |
| 19 番 | 中 野 一 則 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 20 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 21 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 22 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 23 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 24 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 25 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 26 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀代子 | (県民の声) |
| 28 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県民連合宮崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 坂 口 博 美 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 33 番 | 日 高 博 之 守 | (同) |
| 34 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 35 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 36 番 | 星 原 透 | (同) |
| 37 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |

地方自治法第121条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 渡 邊 浩 司 |
| 総 務 部 長 | 吉 村 久 人 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 藪 田 亨 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 渡 辺 善 敬 |
| 環 境 森 林 部 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 松 浦 直 康 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 久 津 浩 |
| 県 土 整 備 部 長 | 明 利 浩 久 |
| 会 計 管 理 者 | 大 西 祐 二 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 財 政 課 長 | 石 田 涉 |
| 教 育 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 警 察 本 部 長 | 阿 部 文 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 阿 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 小 田 光 男 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 亀 澤 保 彦 |
| 事 務 局 次 長 | 内 野 浩 一 朗 |
| 議 事 課 長 | 児 玉 洋 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 吉 誠 一 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査 | 井 尻 隆 太 |

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

さきの台風第10号の大雨等による災害では、多くの方々が被害に遭われました。また、現在でも4名の方々の安否が不明であり、懸命の救助・捜索活動が続けられております。この方々の一刻も早い救助を祈念いたしますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。代表質問の前にお時間を頂き、ありがとうございます。

9月6日から7日にかけて本県に接近しました台風第10号に係る対応と現在の状況につきまして、御報告を申し上げます。

今回の台風は、特別警報級の勢力に発達し、記録的な大雨や暴風等のおそれがあるとされており、県では、あらかじめ4日、金曜日に災害対策本部を設置し、市町村や関係機関と連携しながら、情報収集や災害対応に努めるとともに、県民の皆さんへ、命を守るための早めの避難の呼びかけを行ったところがあります。ピーク時には2万2,000人以上の方々が避難所に避難されております。

そうした中、椎葉村におきましては、土砂崩れにより1名の方が負傷され、4名の方の安否が不明となっております。現在、警察や消防などにより、懸命の救助・捜索活動が続けられております。不明となられている方が一刻も早く

救助されますことを、心より願うものであります。

また、災害現場の状況を確認し、椎葉村と緊密に連携して応急対応に万全を期すため、昨日、永山副知事を現地に派遣したところであります。引き続き、しっかりとした連携を図りながら、必要な対応を図ってまいります。

このほか、現時点におきまして、県内では軽傷者が7名、住宅の全壊が1棟、一部損壊が3棟などの被害が生じ、広範囲にわたって停電が発生しました。被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携し、行方不明となっておられる方の一刻も早い救助に努めるとともに、現在進めております各種施設や農作物等を含む被害の全容把握を速やかに行い、早期復旧や災害対応の強化に万全を期してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の二見康之です。

質問に先立ちまして、このたびの台風第10号により被害に遭われました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして代表質問を行い

ます。

昨年12月、中国・武漢で初めて患者が報告されてから、世界中へ急速に感染が広まった新型コロナウイルス。感染者と死者が増加していく中、過去に流行したSARSやMARSよりも暫定的な致死率は低いものの、未解明な点も多く、油断できない状況が続いております。

感染症は、当たり前のことながら人から人へと伝染していきます。ゆえに、「外からやってくる」というイメージが、感染症特有のある種の恐怖を付随させます。そして、感染症の原因は、ほとんど目に見えません。インフルエンザウイルスや結核菌なども、肉眼で見えることはできません。目に見えないものが伝播するという不確かさが恐怖に拍車をかけます。そして、感染症は時に、短期的に集団発生します。時に局地的に、場合によっては新型コロナウイルスのように世界中を巻き込んで広がっていきます。

このように、感染症には独特の恐怖感を惹起する特徴があります。その恐怖は、時に真つ当なものであり、時に的を射ていない恐怖であります。なぜ、的を射ていないことがあるのか。それは、感染症に共通すること、もう一つ「パニック」というものがあるからです。パニックは、クールで理性的な対応を難しくし、人々は余計な苦勞に苦しみ、それは感染症の実被害以上の苦しみを人々に与えます。ゆえに、感染症のリスクを扱うときには、パニックに対峙すること、すなわちコミュニケーションが大事であり、行政におきましては、情報発信の在り方が重要になります。この情報発信については後に質問してまいります。

さて、感染症の歴史を振り返ってみますと、人類が唯一根絶したと言われる感染症、天然痘は、紀元前からその痕跡が確認され、また、1

日最大1万人の死者を出したと言われるペストも6世紀に広がるなど、人類の歴史は感染症との闘いでありました。また、ここ20年ほどを顧みても、エボラ出血熱や西ナイル熱、デング熱、炭疽菌によるバイオテロ、同じコロナウイルスであるSARSやMARS、新型インフルエンザなど、日本国内で感染者が出ていないものもありますが、様々な感染症が発生しております。人類はそれぞれの感染症に対し、病原体や感染予防法の研究や治療薬・ワクチンなどの開発に取り組んできました。

今回の新型コロナウイルスについては、未解明なところも多く、その対策は手探りに近いものでありましたが、先日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が出しました今後の取組では、これまでに積み上げられた知見に基づき感染者の対応などの改善が行われ、感染防止と社会経済活動との両立に向けて、その道筋が公表されております。

本県では、3月4日に1例目の感染者が確認され、現在では350名を超える多数の方の感染が確認されています。これまで県では、感染拡大防止対策を講じる一方で、停滞する経済の再起を目指した経済対策などを行ってまいりましたが、まずは、これまで陣頭指揮を執ってこられました知事に、この半年間、どのような思いで新型コロナウイルス対策に取り組んでこられたのか、お伺いいたします。

次に、7月に就任されて2か月が経過しました、永山副知事にお伺いします。

副知事は、九州・沖縄県の出身であり、九州地方整備局での勤務経験もおありになると伺っております。また、さきの新聞では、高校のときに将棋を——全国大会6位だったと思いますが——されていたという……（発言する者あ

り) 3位ですか。失礼いたしました。低く見積もってはいけないところを、大変申し訳ございません。3位ということで。私も息子2人が将棋を習っているところでありまして、その相手をしているところでございます。相手があるもので、大変頭を使いながら、どのように戦略を立てるかとか、大変面白い将棋でありますけれども、ぜひ一度、お手合わせをいただければなと。そのときは、飛車角2枚落ちではなく、4枚か6枚落ちぐらいでお願いいたします。

また、国土交通省本省だけでなく、内閣府地方創生推進事務局や京都府での勤務経験もおありになると伺っております。本県の活性化のために、その知識と経験・見識を生かし、様々な視点からその力を発揮していただけるものと期待をしております。

さて、就任直後から、新型コロナウイルスの影響やその対策に迫られ、県内を見て回られる状態ではなかったかもしれませんが、この2か月間で感じられた本県のポテンシャルと、県政発展のためにどのようなことに取り組まれているかとされているのか、お聞かせください。

壇上での質問はここまでといたしまして、以下は質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。新型コロナ対策についての思いについてであります。

新型コロナ対策は、その治療法等が確立されていないウイルスに対処するという困難な課題であり、経済活動や県民生活にも大きな影響を及ぼす、まさに未曾有の事態でありまして、状況が刻々と変化する中での対応をはじめ、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るといふ、大変かじ取りの難しい課題であります。

このため、私はこの半年間、「県民の命と健

康、暮らしを守り抜く」という強い思いで、その時々において最善の判断に努め、感染の封じ込めに全力で取り組んでまいりました。

感染拡大を防止するため、PCR検査体制の強化や入院病床・宿泊施設の確保を図るとともに、県独自の取組としまして、7つの圏域ごとにきめ細かい対応方針をお示しする、早期の段階で、感染者の情報についても市町村ごとの情報提供に努める、さらには状況に応じた休業の要請等、また、効果的かつ円滑に業務を進めていくための県特命チームの創設といった取組も進めてきたところであります。

現在、爆発的な感染拡大にまで至ることなく抑えることができしております。これは、医療従事者や事業者をはじめ、県民の皆様の御協力によるものでありまして、改めて心から感謝を申し上げます。

今後、見えざる脅威であります新型コロナウイルスとの闘いに対し、県民と一致団結して、この困難な状況を克服してまいります。以上であります。 [降壇]

○副知事(永山寛理君) [登壇] お答え申し上げます。

最初に、二見議員から過分なお言葉を頂戴いたしました。大変恐縮でございます。

今後の取組についてでございます。

私に期待される大きな役割は、国土交通省出身の副知事として、国とのパイプ役はもちろん、高速道路をはじめとする各種インフラの整備や、南海トラフ巨大地震や度重なる——今般も台風10号の災害がございましたが——風水害に対する防災・減災対策など、まずは着実に前に進めていくことだと考えております。

また、就任直後、本県は新型コロナウイルスの事実上の第2波に襲われ、知事を先頭に、私

も微力ながらその対策に尽力してきたところでございますが、今後も社会経済活動とのバランスを図りながら、引き続き、感染拡大防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、本県は豊かな食、神楽や神話といった歴史・文化、そして温かい県民性など多くの魅力に満ちていると強く感じております。

特に現在、コロナ禍で地方回帰の機運が高まる中、本県の魅力をさらに発信し、移住促進や企業誘致の推進など、ポストコロナに向けた宮崎づくりにも精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、徹底した現場主義の下、できるだけ早く全ての市町村に足を運び、地域の声に耳を傾けるとともに、県議会や県民の皆様、また市町村や関係団体の皆様と対話を重ねながら、知事の補佐役として、郡司副知事ともしっかり連携し、本県のさらなる成長・発展に向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○二見康之議員 次に、「骨太方針2020」に関連して、3点お聞きします。

まず、本県の活性化について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くさなか、今年7月に「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる骨太方針が閣議決定されました。

今回のコロナ危機によって、我が国が抱えるデジタル化・オンライン化の遅れや東京一極集中のリスクの顕在化、中小・小規模事業者の苦境、サプライチェーンの脆弱性など、様々な課題が浮き彫りになったわけではありますが、この骨太方針では、新型コロナウイルス感染症への対応を喫緊の課題と位置づけ、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来に向け

て、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すことを大きな柱と掲げております。

特に、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装を行う「デジタルニューディール」を掲げ、東京一極集中の是正に向けて、テレワークの推進やサテライトオフィスの設置、地方での兼業・副業支援の強化などの取組が盛り込まれるなど、地方の活性化を図る上で追い風になるものと考えます。

そこで、知事に、骨太方針に掲げられている東京一極集中の是正を受けて、本県の活性化にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 骨太方針2020におきましては、ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現する施策の一つとして、東京一極集中から多核連携型の国づくりへの方向性が示されております。今後、国の地方創生の実現に向けた取組が、さらに力強く進められるものと期待をしております。

また、都市部の感染リスクの顕在化やテレワークの普及など、コロナを契機とした地方暮らしへの関心の高まりによりまして、東京一極集中の社会構造や価値観から抜け出し、新たな地方回帰の動きが生まれてくるものと考えております。

このような認識の下、本県におきましては、デジタル化・リモート化などの国の施策と連動し、先ほど永山副知事も答弁をいたしました、豊かな自然や食、スポーツや子育て環境など、県外の方にもしっかりとアピールできる、こうした本県の魅力を最大限に生かして、移住・U I Jターンの促進や企業誘致の取組などを積極的に進めていくことで、本県のさらなる活性化につ

なげてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、人材育成について伺います。

新型コロナにより、我々の生活は大きな変容を迫られ、また、ポストコロナの世界に向けても、デジタル化、分散化などニューノーマルの構築が必須とされ、県民生活はもとより、企業・産業活動も、この変容する時代への対応が避けられません。

このような変化の著しい状況の中で、県内の企業が生き残っていくためには、それを支える人の力（スキル）が非常に重要です。

特に、人口減少下にあっては、外からの確保はもとより、県内における人材の育成（能力・スキルのアップ）にも力を入れる必要があります。

骨太方針でも、リカレント教育の推進など人への投資の強化が、柱の一つに掲げられています。

そこで、ポストコロナを見据え、人材育成の取組を充実させる必要があると思っておりますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 社会経済の変化が著しく、不透明さも増していくポストコロナの時代におきまして、産業を持続的に発展させていくためには、イノベーション等の推進とともに、それを担う人材の育成が極めて重要な課題であると認識をしております。

県では、ひなたMBAによる体系的な人材育成プログラムの実施や、個別分野に求められる技術の向上支援などによりまして、地域経済を牽引する産業人財の育成に取り組んできたところであります。今後さらに、戦略性や創造性、デジタル化への対応といった観点も重要になると認識しております。

このため、現在、「宮崎県産業人財育成プラットフォーム」の事務局であります宮崎大学と協力し、県内企業との意見交換を行うなど、人材育成の在り方について、鋭意検討を進めているところであります。

今後とも、企業の人材ニーズをしっかりと踏まえつつ、国や大学、産業界など関係機関との連携の下、これからの時代に活躍できる産業人財の育成に取り組んでまいります。

○二見康之議員 それでは次に、デジタルニューディールについて伺います。

骨太方針では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた我が国経済は、極めて厳しい状況であるとともに、行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れや、大都市への一極集中による日常活動のリスクといった課題などが、改めて浮き彫りになってきたとされております。

一方で、全国的にテレワークやウェブ会議などリモートサービスの活用や定着が進み始めているなど、働き方を変えるとといった前向きな国民意識や行動の変化も見られているとしております。

そのため、この骨太方針においては、未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指し、付加価値生産性の向上や、国民一人一人が生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長を実現していくとしております。

国は、この「新たな日常」を実現するため、「デジタルニューディール」と称して、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資や実装、例えば、デジタル・ガバメントの早期構築や社会全体のデジタル技術の実装を目指す「デジタルトランスフォーメーションの推進」などを進めていくこととしております。

本県においても、このような取組を進めていくことが重要であり、また、社会全体のデジタル化を進める上では、5Gの全国的な普及が必要不可欠であるとともに、こうした先端技術に県民が触れることのできる機会の提供も欠かすことができないものではないかと考えています。

そこで、5Gの整備促進を含めたデジタルニューディールに対する今後の県の取組や県民への普及啓発について、どのようにお考えでしょうか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現に向けまして、社会全体のデジタル化をこれからのインフラ整備と位置づけて推進していく、いわゆるデジタルニューディールを強力に進めていくこととしております。

本県においても、国のこうした取組としっかり連動していくことが重要であると認識をしております。今年度、このデジタルニューディールを取り込んだ形で、「デジタルガバメントの推進」「暮らしや産業の情報化」「情報環境の整備」を3本柱とする新たな情報化計画を策定することとしております。

特に、情報化を進める上で重要な基盤となります5Gにつきましては、今年度、全国に先駆けて、ローカル5G等を活用した実証実験に取り組んでいるところであります。このような取組を通じて、本県への整備促進を図ってまいりたいと考えております。

また、県民が先端ICTに触れる機会を増やすことも大変重要でありますので、展示会やシンポジウムの開催など、普及啓発も進めていくこととしております。

今後とも、産業や地域社会の活力を維持し、

県民が豊かさを享受することができるよう、新たに策定します情報化計画を踏まえて、県全体のデジタル化にしっかりと取り組んでまいります。

○二見康之議員 次に、新型コロナに伴う経済への影響について伺います。

本県の新型コロナウイルス感染症について、4月から5月の第1波は散発的な発生でありましたが、7月から8月の事実上の第2波では、県内各地でクラスターが発生する事態に直面しました。

感染拡大を抑えるために、これまで緊急警報の発令や休業要請等が行われたところでありますが、これらの手法は本県経済への影響も大きく、それらをどのように実施していくかは、まさに知事の重大な判断によるところであります。

県内においては、一定の収束が見られる状況ではありますが、これからは県境間の移動も多くなることが想定される中、今後も本県での感染は発生するものと考えられ、休業要請や外出自粛の判断に当たっては、感染リスクに関してしっかりした考え方をもち、県民に理解してもらい、そして行動してもらう必要があります。

今回の県内における感染拡大への一連の対応についてしっかりと検証し、その教訓をこれからの対策に生かすことが重要であると考えます。

そこで、知事に、これまでの感染防止対策と経済対策について、どのような考え方により判断し、それをどう捉えているのか、また、今後の対策にどのようにつなげていくのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 「コロナとともに生きていく社会」におきましては、感染リスクをゼ

口にすることは困難でありますことから、感染拡大防止と社会経済活動の維持との最適なバランスをどう取るかということにつきまして、それぞれの局面で状況をよく見極め、迅速かつ確かな判断に努めてきたところであります。

具体的には、感染が拡大している状況においては、医療体制を維持し、県民の命と健康を守ることを最優先に考え、外出の自粛や休業の要請等の措置を講じてきたところであります。

これらの措置によりまして、7月から8月にかけての事実上の第2波に際しましては、宮崎市における感染拡大の端緒を捉え、県内全域にいち早く休業要請等を行うことによりまして、県民の皆様の御協力もいただき、感染のピークを低く抑えることができたものと考えております。

感染拡大防止と社会経済活動の両立は、今後とも困難なかじ取りになるものと考えております。強化してまいりました医療検査体制やこれまでの経験というものを踏まえ、引き続き、医療と経済の双方の関係者や市町村等の意見に耳を傾けながら、県民の命と健康を守り、暮らしや経済の回復・維持を図るため、全力で取り組んでまいります。

○二見康之議員 では次に、県税収入見込みについて伺います。

国におきましては、令和元年度の決算見込みが、昨年度に比べて約2兆円の減収になる見通しであると発表しております。

また、直近の数字を見ますと、昨日、内閣府から公表されました今年4月から6月のGDP（国内総生産）改定値では、年率換算の対前年比がマイナス28.1%となり、3四半期連続のマイナス成長となるなど、本年度以降の税収減が大変懸念されるところであります。

このような状況の中、本年度、そして来年度の県税収入見込みについてどのようにお考えでしょうか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 本年度の県税収入見込みにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、税収の減少は避けられないものと考えておりますが、現時点では具体的な影響額を見込むのは困難であり、現在、情報の収集・分析を行っているところであります。

また、来年度の県税収入見込みにつきましても、今後の経済動向や税制改正による増減等が考えられますことから、現時点で税収を見込むことは難しい状況であります。

今後とも、国の施策や経済動向を注視し、精度の高い見込みを行えるよう努めてまいります。

○二見康之議員 本県におきましては、3月の専決以降、感染拡大の防止や地域経済と県民生活の再生・復興に向けた取組など、これまで数次にわたる補正により、598億円規模となる一連のコロナ対策予算を計上しておりますが、コロナがもたらした県民、県内経済への影響は大変大きく、県税収入につきましても、御答弁にありましたように減収が見込まれるとのことであり、コロナの影響が長期化することが見込まれます。

今年度は国の臨時交付金や包括支援交付金を財源として活用しているところですが、長期化が懸念されるコロナの影響に対応するため、令和3年度の予算編成にどのように取り組んでいられるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 現在取り組んでおりますコロナ対策につきましては、主に、国の補正予算で措置されました地方創生臨時交付金や緊

急包括支援交付金などを財源として活用しておりますが、今後、コロナの影響によりまして県税収入の減少が予想されるなど、歳入の確保が大きな課題となっております。

一方で、コロナへの対応につきましては、県の果たしている役割と責任が大変大きいことから、自主財源に乏しい、財政基盤が脆弱な本県においても、来年度も引き続きコロナ対策に万全を期することができるよう、財源確保を図ることが重要でありまして、国に対して、また全国知事会においても強くアピールをしてきたところであります。

感染症対策や経済対策など、必要な財政需要を令和3年度地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額の確保・充実など、必要となる財源を積極的に措置するよう、これからも国へ強く働きかけてまいります。

令和3年度におきましても、県民の命・健康・暮らしを守るため、徹底した感染拡大防止や医療体制の整備、本県経済の再生・発展に向けた取組など、必要な対策を講じるための予算編成にしっかり取り組んでまいります。

○二見康之議員 今回は、さきのリーマンショック以上の影響があるだろうと言われておりますけれども、リーマンショック時の県税収入は1割以上減収していたということですので、これにしっかり対応していただけるように、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、医療提供体制の整備についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針や運用等が通知という形で示され、県においては、それに従い取り組んでおります。

そういう中で、PCR検査の結果、陽性と判断された患者は、感染症予防法の規定により入

院することとなっております。

3月、4月頃の当初は、PCR検査を2回行って、いずれも陰性が確認できた場合、つまり安全性が確認できたら退院という国の方針であったわけでありましたが、この退院の基準が変更となり、発症日から10日を経過し、かつ症状が軽快後72時間経過した場合に退院となると改められました。

当然ながら、この通知は、県や医療機関など関係機関には周知されていると思いますが、一般県民の方々に、この退院基準の変更等について知っている県民はあまりいなかったのではないかと思います。こういう情報というのは、県民にとっても非常に大事なことであり、自分たちが今後感染した場合のこととかを考えるのに十分重要的な情報であります。

こういった、新型コロナウイルスに感染し入院した方々の退院基準の変更など、常時更新されるコロナ情報を、県民にどのように周知を行ってきたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナにつきましては、現在のところ治療法が確立されておらず、ワクチンの開発が見通せない中、県民一人一人が正しい知識を習得し、感染予防対策に努めていくことが重要でございます。

このため、県庁ホームページの新型コロナ対策特設サイトでは、「知っておきたい基礎知識」の中で、患者の退院の取扱いや濃厚接触者の範囲など、県民の皆様が感染予防対策を行う上で必要となる情報について、イラストを用いるなどして分かりやすい周知に努めております。

その他、記者発表でパネルやディスプレイを用いた解説を行っているほか、マスコミからの個別の取材等を活用し、周知を図っております。

す。

今後とも、状況に応じた適切な発信・周知に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 次に、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした、宮崎市郡医師会病院の旧施設の活用について伺います。

宮崎市郡医師会病院は、今年8月に生目の杜へ移転しましたが、県医師会は、6月に知事に対し「病院移転後の旧施設を新型コロナウイルス感染症専門病院とすることの検討」について要望しています。

また、宮崎市議会感染症対策連絡会議も、同様の内容を盛り込んだ提言書を、8月24日に宮崎市へ提出しております。

国においては、新型コロナの感染症法上の位置づけの見直しの検討に着手するなど、新型コロナをめぐる状況は日々変化しており、旧施設の活用についても、こうした国の動きなども見極めながら検討していく必要があると思います。

そこで、福祉保健部長に、新型コロナ対策における宮崎市郡医師会病院の旧施設の活用について、検討状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎市郡医師会病院の旧施設につきましては、県としても、新型コロナ対策における貴重なハード施設であると認識をしております。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が緊急事態宣言を行った場合に県が開設できる「臨時の医療施設」としての利用を含めまして、その活用に向けて、医療従事者の確保などについて協議を進めているところであります。

引き続き、新型コロナに係る国の動き等も注視しながら、協議が整い次第、活用内容等をお

示ししたいと考えております。

○二見康之議員 今のは分かりました。次は、医療従事者の人材確保についてお伺いいたします。

県では、新型コロナ対策のため、入院病床の確保などに努めており、現在、感染症指定医療機関と協力医療機関合わせて246床の入院病床を確保されていますが、医療体制を支える医師や看護師などの医療従事者の人材確保について、具体的な支援策をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ患者を受け入れる医療機関の体制を整備することは大変重要ですので、医療機関からの要請に基づきまして、宮崎大学医学部附属病院などと連携して、医師や看護師を派遣するなど、県として医療従事者の確保に取り組んでいるところであります。

また、職場環境の改善やモチベーションの維持を図るため、新型コロナの入院患者に対応した医療従事者に特別手当を支給する医療機関に対しまして、1日1人当たり4,000円を上限として、県独自の財政支援を行っております。

さらに、新型コロナの入院患者を受け入れた医療機関の職員等に対して、最大20万円の慰労金を支給しております。

○二見康之議員 では次に、医療用物資の確保について伺います。

第1波としてコロナ感染の流行が見られた時期に、マスク、消毒薬などの医療用物資が品薄となった状況がありました。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、海外からのマスク等の入手が困難となり、また、国内における需要が急激に高まったことが、品薄となった要因だと思われま

しかしながら、これらの物資は、医療機関に

において感染防止対策を行う上で必需品であり、優先的に供給される必要があると考えます。

今後、新型コロナの第3波の発生が懸念される中、このような状況が起きないように備える必要があると思いますが、今後の医療機関に対する医療用物資の確保についてどのようにお考えなのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） マスク、ガウン等の医療用物資につきましては、国のウェブシステムを活用し優先配布してまいりましたが、物資の種類により差はあるものの、医療機関等の在庫状況は、おおむね改善傾向にあります。

このため国では、定期的な配布を一時休止し、次なる感染拡大に備えるため計画的な備蓄を進めることとしておりますことから、県でも、医療用物資を保管する倉庫を借り上げるなど、備蓄の推進・強化を図っております。

今後、再度、需給が逼迫し、医療機関における必要量の確保が困難となった場合には、直ちに国による優先配布が再開されますが、県としましても、感染拡大時でも安定した医療体制を継続できるよう、国と連携して、医療用物資の確保に努めてまいります。

○二見康之議員 医療機関だけではなくて、例えば医療的ケアを必要とする子供たちなどにとっても、例えば消毒薬なんていうのは必需品であります。こういった民間の方々も、今回、物資がなくなって非常に困っておられたということもありますので、そこのところも、ぜひ検討の中に入れていただければと思います。

次に、新型コロナの感染を警戒した受診控えによる医療機関の経営悪化について伺います。

厚生労働省のまとめでは、今年5月に全国の医療機関を受診した患者数は、前年同月か

ら20.9%減少しており、県内の医療機関においても、新型コロナの影響による受診控えで医療機関の収入が減少し、経営に影響が出ているとの話を聞きますが、その状況と対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の医療機関の経営につきましては、県医師会等から、新型コロナの影響による受診抑制などで患者が減少している状況にあると伺っておりまして、実際、国民健康保険と後期高齢者医療における直近の令和2年6月の診療報酬請求件数につきましては、前年同月比で11.1%減少しております。

国では、新型コロナによる医療機関の経営悪化に係る資金繰りの支援としまして、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充などが実施されておりまして、県では、こうした対策について、医療機関等に対し周知をしております。

また、過度な受診控えは健康上のリスクを高める可能性があるといったことなど、適切な医療機関の受診について、県民に対し「県政けいじばん」や市町村広報紙等により周知をしております。

さらに、感染拡大防止等支援金を通じまして、医療機関・薬局等の受診環境の整備を支援するなど、引き続き必要な対応を図ってまいります。

○二見康之議員 全国に比べると、本県はまだ、そういう受診控えというのが出ていないという状況かと思いますが、必要な医療を受けられる環境をしっかりと整えていくことが大事だと思いますし、そういう県民への啓発並びに情報提供が重要だと思いますので、引き続きの対応をよろしく願いいたします。

次に、県立病院における医療提供体制につい

て伺います。

各県立病院では、感染症指定医療機関として患者を受け入れてきたところであり、対応に当たられた医師や看護師をはじめ、各県立病院の職員の方々に対し、改めて敬意と感謝の意を表する次第であります。

一方で、これから秋冬の季節を迎える中、インフルエンザなどほかの感染症の拡大と併せて、第3波による感染の再拡大も危惧される所であり、各県立病院においては、引き続き重要な役割を担っていただくこととなると考えております。

そこで、地域の中核病院としての役割を果たす県立病院において、今後、秋冬の感染再拡大に備えて、病床やスタッフ、医療資機材の確保などにどのように取り組んでいくのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） これまで各県立病院では、感染が広がった7月以降、受入れ病床を拡大しながら、重症患者や小児患者、精神疾患を有する患者など、様々な患者の受入れを行ってきたところであります。

この間、救急医療や高度医療などの本来の診療機能の一部を抑制しながら、必要な病床と看護スタッフの確保を図りますとともに、PCR検査機器など、必要な医療資機材の整備にも取り組んでまいりました。

今後懸念される感染の再拡大に対しましては、これまでの取組を継続しますとともに、福祉保健部や地元医師会、地域の医療機関ともさらに連携を深めながら、適切な役割分担をこれまで以上に確保する必要があると思っております。

その上で、本来の診療機能についても可能な限り維持しながら、県立病院としての使命を果

たしてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひともよろしく願いいたします。

次に、医療機器の整備についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した人は、ほとんどの方が無症状または通常の風邪と同じような軽症であったりしますが、中には症状が悪化し、重症化される方もいらっしゃいます。

特に高齢者や高血圧、糖尿病などの基礎疾患がある方は、より重症化のリスクが高まるとも言われており、新型コロナウイルスによる肺炎で重症化した場合、人工呼吸器やECMOなどを使った集中治療が必要となります。

県内では、超重症者は宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院で、重症者は県立3病院と都城市郡医師会病院で受入れ、治療を行う体制を取っております。

そこで、医療機関が保有する医療機器について、何を基準に、どういう考えの下で整備をされているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ患者を受け入れる医療機関におきまして、治療や院内感染防止に必要な医療機器を、その役割に応じて整備できるようにしております。

県では、今回、国の第2次補正予算を活用しまして、重症者等を受け入れる重点医療機関に対しましては、ECMOや人工呼吸器などを、それ以外の医療機関に対しては、院内感染防止のための陰圧装置などの整備を支援しております。

○二見康之議員 では次に、PCR検査体制についてお尋ねします。

県では、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、PCR検査を地域で行える

よう地域外来・検査センターの設置を進めるための整備費用を、6月補正予算に計上し予算化されました。

PCR検査体制の整備拡充は、県民からの要望が多く、今後に備えて早急な整備が必要であると思われま。

そこで、この地域外来・検査センターの設置など、今後のPCR検査体制をどのように考えておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域外来・検査センターにつきましては、PCR検査の検体採取を集中的に行うため、地域の医師会や市町村の協力を得ながら、二次医療圏ごとの設置を進めております。

現在、都城、延岡、日向及び西都の4つの圏域では、地元医師会等への運営委託を行い、検体の採取を行っているほか、残る圏域においても、設置に向けて協議を進めております。

また、今後のクラスター発生時などに備えまして、より検査体制を強化するために、今回の補正予算案におきまして、民間検査機関への検査委託や、衛生環境研究所における検査試薬の購入についての予算措置をお諮りさせていただいております。

○二見康之議員 検査につきましては、当初は非常に厳格な基準といたしますか、保健所の疫学調査により、感染確率の非常に高い方を中心にされていた状況がありました。あれは、事前確率を高めるということでは非常に重要なことなんだと思いますが、どうしてもそれに漏れてしまっていた部分があるんじゃないかという指摘が、医療界のほうからもされていたと思いま。

今回の第2波を受けて、これだけのPCR検査体制が確保されているということは、今後の

検査体制としては非常に好ましいことだろうと。感染が広がらないことが、まずは何よりなんだと思いますけれども、陽性率が大体5%以下を目指すようにというようなこともありましたので、それに向けて、積極的に検査できるような体制を確保できるように、今後も取組のほうをお願いいたします。

続きまして、季節性インフルエンザの流行時期における新型コロナ対策について伺います。

例年ですと、冬場には多数の発熱患者が発生し、季節性インフルエンザが流行する時期であり、今年度は加えて新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されております。

両者とも発熱やせきなど似たような症状であるため、2つの感染症のどちらにかかっているのかをいち早く検査し対応することが重要と考えております。

このようなことから、秋以降のインフルエンザの流行時期を見据え、インフルエンザと新型コロナの感染防止と、医療機関の診療機能の維持にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 季節性インフルエンザの流行期を見据えた新型コロナ対策につきましては、9月4日に発出された国の通知に基づきまして、各地域において、院内感染を防止しつつ、発熱患者の検査・診療を行う体制を整えていくことにしております。

具体的には、かかりつけ医をまずは電話等で受診・相談していただきまして、必要に応じて検査を受けられる仕組みの構築を検討してまいり予定です。

その上で、基本的な感染予防策である手洗い・マスクの着用など、せきエチケット、新しい生活様式について、引き続き県民の皆様に、そ

の徹底を呼びかけてまいります

また、インフルエンザに関しましては、ワクチンが有効でございますので、特にハイリスクの高齢者や妊婦・乳幼児などに対しては、早めの接種を呼びかけてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について伺います。

県内の学校においては、3月2日から政府の要請による全国一斉の臨時休業が行われました。

また、その後、全都道府県が緊急事態宣言の対象となり、本県においても、市町村によって期間の違いはありますが、4月下旬から1か月程度の臨時休業となりました。

その後も、教職員や児童生徒等が感染する事例もありますが、教育委員会及び学校として、学校から感染が拡大しないように、慎重に対応されてきたのではないかと思います。

そこで、現在の学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策はどのように行っておられるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、国から示されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、本県で策定いたしました「宮崎県立学校における新しい生活様式」について、県立学校及び市町村教育委員会に周知いたしまして、適切な対応を求めたところであります。

各学校では、これらのマニュアル等に基づきまして、登校前の検温や健康観察の徹底、場面に応じたマスクの着用や手洗いの励行、校内の消毒、室内の換気など、「うつらない」「うつさない」ための感染症対策に取り組んでいると

ころであります。

○二見康之議員 学校というところは、そもそも人が集うところであり、共同生活を行うところでもありますから、もともとが、感染リスクに関しては非常に高い場所だと思います。

しかしながら、各学校での取組によりましてその広がりを抑えられているということは、大変好ましいことでもありますし、また、現場で取り組んでおられる方々の努力に、心から敬意と感謝を申し上げたいところでございます。

しかしながら、学校行事というものもたくさんありまして、これはやっぱり一つ一つが、そのときそのときの大きな節目であり、重要なイベントでもありますので、その実施等についても、可能な限り実施できるような前向きな検討の方向で進めていただければと思います。

また次に、学校における感染拡大防止対策は、国からの衛生管理マニュアルに基づき取り組んでいただいております。これまでの感染状況によりますと、感染リスクは誰にでもあり、感染経路も様々であります。

ニュースや新聞等でも報道されておりますように、感染者やその家族、通学先、通勤先、あるいは、私たちの命を守り、暮らしを支えるために尽力されている医療・介護・福祉関係者やその家族等に対する誹謗中傷やSNS上の心ない書き込みなどの状況が見られ、当事者の方々が深く傷ついておられます。

いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。

その対応が学校現場でも重要であると思いますが、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒後に、安心して学校に登校できるための取組、どのようなことをされているの

か、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、新型コロナウイルスの感染者等に対する偏見、差別は、いかなる場合においても決して許されるものではないと、私も考えております。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関するいじめ等を防止するため、児童生徒が適切に行動できるよう、発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者に対しましても同様の趣旨について周知を図るよう、県内全ての公立学校にお願いしているところであります。

また、罹患した児童生徒が安心して学校生活に戻れるよう、支援に当たりますスクールカウンセラーを増員いたしまして、相談体制を強化するなど、必要な対策を講じているところであります。

今後とも、相談窓口の周知も図りながら、関係機関と連携し、いじめや偏見、差別の防止に向けた取組を的確に行ってまいります。

○二見康之議員 ここで一つ確認したいと思えます。子供の予防接種についてのお尋ねです。

先ほどの受診控えにも関係するのですが、今回の新型コロナウイルスについては、まだワクチンが開発されておりません。

しかし、感染症というものは様々なものがありまして、はしかや、先ほどのインフルエンザもそうですが、ワクチン接種というものが非常に有効であり、それをしているからこそ抑えられている感染症というものもございます。

この新型コロナウイルスの感染を恐れて、予防接種を控えようという動きがあると、一部そういう情報がありましたが、適切な接種時期から遅れば遅れるほど、それだけ子供が病気にかかるリスクも大きくなるなど、小児科医から

懸念の声が上がっております。

また、定期予防接種は、定められた対象期間内に受けると公費負担となりますが、その期間を過ぎてしまいますと、任意接種の扱いとなり、全額自己負担となるそうです。

そこで、この新型コロナウイルス感染症が流行している現在の状況において、子供の定期接種を実施するための取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 定期接種につきましては、ワクチンで予防できる感染症の発生や、蔓延防止の観点から大変重要でありまして、ワクチンの接種時期は、感染症にかかりやすい年齢などを基に、適切な時期が決められております。

接種控えが懸念されたことから、この6月には、県としても、市町村に対して、対象者に接種を促すよう通知するとともに、メディアを通して、直接、県民にも呼びかけをさせていただいたところです。

今回実施した県の調査によりますと、市町村では、計画的な接種を促す個別通知や健診などの様々な機会を通して周知に取り組んでおりまして、多くの市町村からは大きな影響は見られないとの回答を得ております。

今後とも、子供の定期接種が着実に実施されるよう積極的に情報発信するとともに、市町村、医療機関等との連携を進めてまいります。

○二見康之議員 先ほどの受診控えの話もそうでしたけれども、そういう先手先手の対応があったからこそ、そういう結果に終わっているところがあるんじゃないかなと、非常にいいところだと思いますので、そういう対策は、ぜひ今後、続けていただければと思います。

次に、営業自粛と時間短縮要請について伺い

ます。

まず、7月末から8月にかけて、県内で新型コロナウイルス感染症患者が急拡大したことなどから、県では、当初は西都市・児湯地域に、その後は県下全域を対象に休業要請や時間短縮営業の要請を行いました。今回2度目となる休業要請ですが、西都市・児湯地域は感染が拡大している中での休業要請ということで理解はできるのですが、県下全域で要請を行う必要があったのかという疑問の声もございます。

そこで、接待を伴う飲食店の事業者に対する休業要請はどのような認識で行われたのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、7月下旬に感染が増加傾向を示す中で、7月25日、高鍋町の接待を伴う飲食店におきまして、県内初のクラスターが発生したことを重く受け止め、速やかな感染の封じ込めを図るため、翌26日には西都市・児湯郡圏域におきまして、接待を伴う飲食店等への休業要請を決定したところであります。

さらに、人口集中地域における感染の増加傾向が見られたことから、7月30日には、休業要請の対象を県内全域に広げる決定を行ったところであります。その直後、8月1日には延岡市の接待を伴う飲食店において、2つ目のクラスターの発生が明らかとなっております。

こうした一連の決定は、まずは、西都市・児湯郡圏域における早期の感染封じ込めが必要であると判断したこと、さらには、人口の多い宮崎市でも飲食店での感染が続き、人の動きを考慮すると、県内全域に拡大しかねないという強い危機感があったこと、そして、県内外で感染の主な要因として挙げられておりました会食に対する対策というものが急務であると判断され

たことなどから、県内全域での対策に先手を打つ必要があると決断をしたところであります。

事業者をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力によりまして、比較的早期に感染を封じ込めることができたものと考えております。

○二見康之議員 感染症の拡大を抑えるための一番効果的な手法というのが、ロックダウンと言われております。人の動きを止めることによって、感染は確実に封じ込めていくことができると。このロックダウンというのと、外出自粛要請とか、その程度の差はあるかと思いますが、大まかなやり方としては同じ意味だろうというところですか。

例えば、急に休業要請等をされるのではなく、ある程度こういう状況が発生したら行う可能性があるなど、事業者等にとって、ある程度の準備ができる期間といたしますか、対応ができる期間があったならば、また違う反応もあったのではないかなと感じるところです。食材の仕入れやスタッフの配置など、そういったところもありますので、そういう事前に分かるような何らかの目安というものが必要になるんじゃないかなと思うところですか。

それでは次に、それを行った後で、今度は飲食店に対する支援について伺います。

これまでの教訓を生かして、来るべき第3波に備えるとともに、かつてのにぎわいをできるだけ早く取り戻すためには、事業者はもとより、利用する県民も含め、それぞれがそれぞれの立場で感染防止対策を実施し、安心して飲食店を利用できる環境づくりが重要であると考えます。

そのためには、県の果たす役割は大きいと考えますが、飲食店に対する支援策について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 飲食店に対する休業や時間短縮等の要請につきましては、大型連休を前にした休業要請に続く第2回目であります。売上げの減少など深刻な影響を懸念したところではありますが、本県のその時点における感染状況を踏まえ、全県的に行うことで、感染のピークを低く抑え、経済への影響もできる限り短期間にとどめなければならないという強い危機感の下に、判断をしたものであります。

また、要請に基づく取組を促進するために、飲食店の皆様には、市町村と協力をして県内足並みをそろえる形で、協力金や感染防止対策のための支援金を支給することとしたところであります。

今、休業要請のタイミングについて御指摘があったところではありますが、感染を早期に封じ込めるためには、これを早く実施していく必要がある。ただ、協力金等の対象になる期間につきましては、飲食店等の準備期間を考慮して、一定の期間を設けたところであります。

休業要請が解除された後の消費喚起は、大変重要な課題であると考えております。これまでの補正予算において認めていただきました事業についても、これからその効果を発揮するものがありますし、さらに今議会で提案をしております、国のGo To イートキャンペーンを活用した全県的なプレミアム付食事券の発行支援事業でありますとか、第2弾となるプレミアム付商品券の発行などにより、県内飲食店の積極的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、こうした取組と併せまして、利用者の皆様が安心して飲食店を利用できる環境づくりも大変重要であると認識をしております。

○二見康之議員 今の、県民が飲食店を安心して

利用できるようにするための県の取組について伺います。

県では、4月の全国的な流行、いわゆる第1波を受け、4月下旬から5月上旬にかけ1回目の休業要請を行いました。

このときは、他県、特に九州各県が休業要請を行うという状況もあり、他県から本県へのウイルスの持込みを抑制することが目的であったと認識しております。

幸いにも、本県においてはゴールデンウィーク明けに感染の拡大は見られず、休業要請を含め、県の対策は功を奏したと言えるものであったと思います。

その後、7月から全国的に事実上の第2波と言うべき感染の流行が見られ、本県においても、多くの感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスターも発生し、2回目の休業要請等を行われました。

8月16日をもって、休業ないし時短営業の要請が終了し、今では感染者の発生も落ち着きを見せているものの、利用客はいまだに感染を恐れているのか、飲食店の客足は戻ってきていないという感じです。

私も何度か、街の様子とかを見にいったこともあります。以前の空気とは全然違うというような雰囲気でありまして、やはり一つは、その休業要請が終わっても、感染拡大警報が出ているという時期が8月31日までであったということ踏まえてのことでもあるかもしれません。しかし、9月になってからも、なかなか戻っていない。これは、やはり安心安全に対する県民の不安というものがまだ勝っているという状況にあるんだと思いますし、このコロナ禍において、県民の生活の在り方というものが変わってきているところがあると思います。

この状況を踏まえて、飲食店の方々も、これから先の見通しについて、非常に厳しいものを持っている方が多いです。中には、もう閉めることを決断された方もいますし、この状況が続けば、やはり年内もしくは年明けまでもつかなという方々も結構いらっしゃると思います。頑張ろうというのも、やはりさきの持続化給付金とかありますし、また、借入れ等で事業をつないでいるということもありますが、その思いがいつまで耐えられるかが、非常に危惧されるところでございます。

この第2波の教訓を生かして、来てほしくはないけれども、第3波に備えること、そして、かつての経済をできるだけ早く取り戻すためには、事業者、そして利用者、それぞれの立場で感染防止対策を実施していくことが重要であり、そのために県の果たす役割は大きいと考えております。

県民が安心して飲食店を利用していくために、県はどのような取組を行っていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 安心して飲食店を利用できる環境づくりのためには、業界ごとに定められております感染対策のガイドラインを遵守していくことが大変重要であると考えております。

その項目として、例えば、ウイルスを持ち込ませないために来店時に体温測定をするでありますとか、店内で感染させないための従業員のマスク着用や定期的な換気の実施、また、もし感染者が確認された場合でも、速やかに濃厚接触者を特定するための来店者の名簿作成などが盛り込まれているところであります。

あわせて、感染がどのような状況で発生をしているのか、そういう具体的な事例というもの

を、県民の皆様へ情報提供することで注意喚起をする、そうした広報も大変重要であり、取り組んでいるところであります。

今回、2回目の休業要請等の期間が終了しました8月17日には、県・市町村と飲食業関係団体が連携して、ガイドラインの遵守に向けた対策に取り組んでいくことを共同宣言したところであります。

この宣言では、関係団体が毎月1日を県内一斉ガイドライン点検の日と定め、定期的な点検を実施することや、県民の皆様にも、ガイドライン実践宣言の店の利用や、飲食店が実施する感染防止対策への協力をさせていただくことを掲げているところであります。

県では、引き続き、市町村と連携・協力しまして、関係団体の取組を支援してまいります。

○二見康之議員 全員に一律の分かりやすい教え方といいますか、伝え方というのは難しいかもしれませんが、できるだけ個別具体的に事例を挙げることによって、県民の理解というのは進んでいくんじゃないかなと思います。それぞれのパターンとか、これまでの疫学調査の結果の中で見られる感染傾向に基づいて、いろいろ県のほうでも、県民への情報発信について取り組んでいただきたいと思いますし、この県民への情報発信の在り方についてお尋ねしたいと思います。

7月26日の定例記者会見の場で知事は、「県外との往来は厳重な警戒が必要だ。お盆などの帰省時期を迎えるが、不要不急の帰省を控えるよう、県人会などを通じて要請していく」ということをおっしゃってございました。

また同時に、「いろいろな情報が巡ったり、患者を責めたりするようなことがあってはならない。大変な思いをされている感染者を支える

宮崎でありたい。ぜひ人権尊重に県民の皆さんの理解をいただきたい」と発言されておりますが、例えば「不要不急の往来自粛」という表現は、仕事とか帰省、お盆の時期とかもありましたので、「県内外へ移動される人」、こういう方々は、よほどの理由がなければ帰省してはならないと一般の方に受け取られ、また、やむを得ず往来した人たちへの偏見につながるのではないかと懸念されます。またそれが、もしその方にコロナの症状があったとして、これが受診控え、要するに分かったら嫌だなと、県外に行って自分がもしコロナにかかったら、周りの人たちに、本当に嫌な思いをさせてしまうんじゃないかと、今後の生活に影響するんじゃないかと、そういった思いで、早期発見につながるような受け取られ方をするのではないかと感じずにはられません。

例えば、私の住む都城市では、位置的に仕事で——鹿児島ですね、具体的には——出かけなくてはならない方もたくさんいらっしゃいますし、県が県民に対し、県外への不要不急の往来自粛を呼びかけていることから、仕事でも県外に行きにくくなるとか、仕事面での影響が生じているという声もあります。

これは内閣ですかね、RESASでの情報とかもあると思います。あれでも今年1月の時点でのことですが、かなりの数の方が、日中、都城市に来られている。その6割、6,000人、7,000人ぐらいが日中、来られているというようなデータが出ています。宮崎市についても、1万6,000人だったと思いますが、それぐらい他県から来ているというような情報もあります。もちろん、コロナが発生して、その状況がそのまま今続いているかといったら、また別の

データが出ると思いますが、そこはまだ公表されておられません。しかし、こういった方々が少なからずいるし、やはりコロナがいつどこで発生するかも分からない。ましてや誰がかかってもおかしくないという表現の仕方と情報発信の仕方、これが本当に県民にすっと入っていきけるような表現になっているのか。こっちでは厳しいことを言って、こっちではまた別な表現になっていると、どう受け止めればいいのか。

みんなが早く検査が受けられる、受診しやすい環境をつくることによって、感染拡大につながるような環境づくりというのが一番大事だと思います。

情報発信の在り方によって、本来の目的である「早期発見、早期対処による感染防止」と異なる結果につながっては意味がありません。そこへの配慮が必要ではないかと思いますが、福祉保健部長の考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 「不要不急の往来自粛」との表現につきましては、他県でも用いられるなど、全国的に一定の認知度があることから、協力要請を行う上で用いていたところであります。

ただし、御指摘のような懸念もあることから、工作上必要な往来や生活圏が県境にまたがる地域での生活上の往来など、やむを得ない往来については差し支えないこと、万が一感染された場合には、誰もその可能性があることを踏まえれば、責めるべきことではなく、感染者への誹謗中傷こそ防ぐべきことについても、県民の皆様にしかりと伝えていくことが重要だと考えております。

こうした留意点について、会見やホームページ、その他の機会を通じて周知に努めてきたところではありますが、今後も、表現の方法を含め

まして、県民の皆様への情報発信には十分配慮していきたいと考えております。

○二見康之議員 新型コロナウイルスという目に見えない未知のウイルスに対し、大きな不安を抱いている県民にとっては、分かりやすい情報、そして明快なメッセージというものが欠かせません。

そのため、迅速な情報発信だけでなく、情報やメッセージが県民にどう理解されるのか、県が求める結果にちゃんと結びつけられるのかを常に意識した戦略的な情報発信が、まさに求められていると思います。

最初にも申し上げましたように、「見えないものに対する人々の不安感というのは、生命体、人間が本来持っている本能的なものであって、自分の生命を守ろうということで、第三者を敵に置き換えることによって、その不安を解消するというものがある」と、心理学の中でも言われておりますが、そういったものにつながるように情報発信していくことが必要なんだろうと思います。

感染確認から一定程度の時間がたち、ウイルスの特性についても、ある程度の知見が高まってきました。これは、さきの国の感染症対策本部の発表でも見られるところであります。これまでの感染状況の分析により、感染者の8割が無症状または軽症だということも分かってきたようです。

そういった新たな情報やデータを県としてしっかり分析し、分かりやすく県民に提供していくことも、県民の満足度向上や県の取組に対する信頼につながると考えます。

県内における7月下旬からの事実上の第2波も一定程度落ち着き、9月には感染拡大緊急警報が解除されましたが、「警報解除は安全宣言

ではない」「引き続き持続的な警戒体制の下、「新しい生活様式」を実践する」ということが、県からのメッセージとして発信されました。これから、どう警戒して、どういう行動をしていけばいいのか、どうやってこのコロナウイルスと向き合っていけばいいのか。先ほどの飲食店の利用等についても同じだと思います。こういうことが県民の最大の関心事であり、県の情報発信の最も重要なところだと思います。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症については、県民の安全・安心につながる、生活しやすい、分かりやすい情報発信が必要だと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、治療法等も確立されていない未知のウイルスであることによる不安というものがまずある。そのことに加えまして、県民の皆様が日々接している情報というのは、どちらかというところ、東京や大阪など感染が拡大している地域の状況であったり、その対策ということであり、そのことにより、さらに不安が増幅される。そういった課題もあるところであります。まして、県民の皆様に対して、正しい情報を迅速に分かりやすく発信することが、極めて重要であると考えております。

このため県では、様々な媒体の特性を生かし、また、適宜工夫や改善を図りながら、分かりやすい情報発信に努めてきたところであります。特に県ホームページにおきましては、新たに「データで見る感染状況」のページなどを作成しまして、日々の感染者の発生状況を見える化するとともに、感染症についての基礎知識や、県民にお願いする具体的な行動などの情報発信に取り組んできたところであります。

また、私自身も、これまで記者会見や報道番

組への出演、テレビCM、さらには自分自身のSNSの発信など様々な機会を捉えて、県民の皆様に必要な情報がしっかり伝わるよう努めてきたところであります。

また、不安などが差別や偏見を助長しかねないという、日本赤十字社の発信、啓発の動画なども紹介をしてきたところであります。

議員の御指摘は大変重要な視点であると考えておりますので、今後とも県民の目線に立ちながら、分かりやすく、かつ適切な行動につながる情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 一連のコロナについて質問してまいりましたが、新型コロナウイルス、新たな感染症というものについては、非常に慎重、かつ重点的に取り組まなければ、感染拡大並びに経済等、私たちの生活に与える影響というのは非常に大きいというふうに感じるところであります。

感染症対応に係る体制強化についてお伺いしたいと思います。ようやく第2波が収束しつつあるところではないかと思いますが、これからの情報発信や疫学調査は、これまでの傾向並びに調査・分析、そういったところもしっかりすることと、PCR検査体制をしっかり維持したり、医療提供体制を確保するなど、今後も対応すべき課題は多いというふうに思います。

日本の中でも、いろいろ感染症というのがはやったことがあります。今回の新型コロナは、よくスペイン風邪の話が引き合いに出されます。

日清戦争が終わったときに、各戦地に赴いていた兵士の方たちが日本国に帰ってくる時の話が、ある記事で紹介されておりました。

当時の日清戦争の犠牲者というのは、戦死者

が約1,500人、そして病死者というのが1万2,000人だったとあります。特に、コレラの感染者が非常に多かったと。

このような感染症に罹患している可能性のある兵士らが約24万人。それが687隻の船舶で日本国に帰ってくるということがあったそうです。このときの危機の対処の指揮官となったのが、当時の陸軍次官であった児玉源太郎という方だそうです。

その児玉源太郎氏が、この感染症を、いかに国内に広げさせないために検疫事業を行うべきかというときに、行政的手腕に優れ、かつ専門的知識を持った方が当たるべきだと。そこに、当時、左遷されていた、ロベルト・コッホ研究所に留学経験がある、元内務省衛生局長を務めた後藤新平という方が大抜てきされております。

予算的なものについては、児玉源太郎氏が全てを負う。しかしながら、全ての実施事業については、後藤新平氏に任せると。事態の対処に当たる指揮官に、有力な人材を抜てき・配置する。そういうトップの判断、そして、彼らに現場指揮の全権を任せて事に臨むというような体制というものも、今回の新型コロナには必要だったのではないかなど。通常業務を担いながら、このコロナが感染拡大している状況においては、朝から晩まで寝る間も惜しんで職務に当たられた職員の方々、また、医療関係者の方々など、関係者の方々がたくさんいらっしゃいました。しかし、防疫、感染拡大に対する対策を練るといふところの専門チームといえますか、組織・チームがやはり必要だったのではないかなどと思うところです。

これは、情報発信の在り方も、ぜひそういうところでしっかり検討して、感染防止、そして

県民生活の安心・安全につながるような情報発信の仕方、そういったものを戦略的に進めていくためにも、部局を超えた体制の強化というものが必要だったと、また、これからも必要だと思いますが、知事はどのようにお考えなのでしょうか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス対策につきましては、福祉保健部はもとより、庁内関係部局の連携の下に、外出自粛や休業の要請のほか、積極的な疫学調査や医療提供体制の整備など、様々な感染拡大防止対策を進めてきたところであります。

7月下旬からの感染拡大を受けまして、こうした体制をより強力にサポートする思いからも、新たに新型コロナウイルス対策特命チームを組織しまして、新型コロナウイルスを正しく理解するための知識や感染状況に関する広報の強化のほか、保健所を支援するための市町村保健師のリストアップを図る、また関係団体とのガイドライン遵守に関する共同宣言を行うなど、市町村や関係機関との連携強化も図ってきたところであります。

一方、これからのコロナ対策につきましては、これまでの取組の検証・分析を行いまして、次なる感染の波に備えていく、これも重要であります。新しい生活様式やガイドラインに沿った県民や事業者の皆様の行動について、一層分かりやすく情報発信をし、理解を得ることなどが重要であると考えております。

効果的な情報発信をはじめとする様々なコロナ対策に、迅速かつ確に取り組むため、その推進体制につきましては、今後とも、適宜検討し、実施してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 一定程度の収束を迎えている今だからこそ取れる対策といたしますか、準備が

あると思いますので、しっかり検討をよろしくお願いたします。

では次に、子供の貧困対策について伺います。

県においては、平成28年に宮崎県子どもの貧困対策推進計画を策定し、計画期間の4年間において、市町村や関係機関と連携した対策の推進のみならず、NPOをはじめとする様々な支援団体のネットワーク化を図るなど、民間団体も巻き込み、県民一体となって子供の貧困対策に取り組んでこられたところであります。

このような中、先日、厚生労働省から公表された2018年の子供の貧困率は13.5%、前回の2015年の調査から0.4ポイントの改善が図られているものの、依然として子供の約7人に1人が貧困状態にあり、国際的に高い水準となっており、子供の貧困問題の解消のために包括的、継続的な支援が求められる中、県においては、今年3月に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定されたところであります。

そこで、県では、子供の貧困の現状を踏まえ、今後、第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画に基づきどのような取組を行っていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今年3月に策定した第2期計画におきましては、本県の課題を踏まえまして、保護者に対する就労の支援、教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援の4つの柱を設定しまして、必要な対策に取り組むこととしております。

具体的には、保護者へのきめ細かな就労支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や、地域における学習支援に取り組んでおります。また、子ども食堂等による地域の居場所づくりの推進、児童扶養

手当の支給や独り親世帯の医療費の助成など、様々な施策を進めております。

さらに、全市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定を促進し、関係団体とも一層連携しながら、施策の推進に取り組んでまいります。

○二見康之議員 それでは次に、子供の貧困対策の取組への支援について伺います。

県内では、子供の貧困に取り組む民間の動きが広がっており、各地域で子ども食堂の開設が見られるほか、フードバンクや、食材等を直接届ける「宅食」と言われる取組も広がっております。

そのような中、県内での新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、外出自粛等により活動が困難になるなど、子ども食堂を取り巻く環境は厳しさを増しているのではないかと思います。そこで、県では、子ども食堂や宅食などの民間団体の活動に対してどのような支援を行っていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、子ども食堂などの貧困対策に取り組む民間団体の広がりに伴いまして、団体のネットワーク化を図るとともに、研修会を開催するなど、人材の育成にも取り組んでまいりました。

子ども食堂は、地域の居場所づくりや家庭が抱える課題等を把握するために重要な取組ではありますが、人が集まりづらいコロナ禍におきましては、援助が必要な世帯に直接食材等を届ける子ども宅食や、フードバンクといった活動のニーズも高まっておりまして、県内でも取組が増加しております。

このようなことから、県では、今後、子ども宅食などにつきましても、運営に必要な情報の提供や団体の活動の周知、食材等の寄附を希望

する企業とのマッチングなど、民間団体の取組が一層広がるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、記紀編さん1300年記念事業について伺います。

本年は、現存する我が国最古の正史である日本書紀が編さんされて1300年に当たり、記紀編さん記念事業の最終年となりました。これまでに、県内外への情報発信がなされたところがあります。宮崎といえば「神話」あるいは「神楽」といったイメージも、県外に浸透してきているのではないかと感じております。

一方で、記紀編さん記念事業の集大成として開催される予定であった国文祭・芸文祭は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、来年に延期となりました。

ぜひ、来年の国文祭・芸文祭を、集大成というよりも、むしろスタートアップ事業として位置づけていただき、神話や神楽などの磨き上げた文化資源の発信に、引き続き取り組んでほしいと思います。

そこで、記紀編さん1300年記念事業のこれまでの成果と今後の展開について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 最終年を迎えました記紀編さん1300年記念事業につきましては、市町村や関係団体等の取組の広がりとも相まって、神話や伝承、ゆかりの地など「みやざきの宝」を多くの県民の皆さんに再認識していただき、ふるさと宮崎に対する愛着や誇りの醸成も図られたものと認識をしております。

また、県外では、「神話の源流みやざき」というイメージが徐々に浸透し、観光誘客にも結びついておりますほか、国立能楽堂などでの神楽公演が好評を得たことで、地域の皆さんにと

りましても、これまで長年にわたり受け継がれてきました伝統文化の価値を自ら見詰め直し、これからはもしっかり継承していこうという機運が高まったものと考えております。

御指摘のとおり、このような記念事業の成果を今後とも引き続き、本県ならではの強みとしてしっかりと生かしていくことが大変重要であるとと考えております。

こうした記紀ゆかりの文化資産というものは、時がたてばたつほど輝きが増し、またその価値も増していくものと考えております。

来年、1年この国文祭・芸文祭が延びたわけではありますが、次なる1400年に向けた新たなスタートの年というような認識も持ちながら、記念事業で磨き上げました「みやぎきの宝」を力強く発信しますとともに、今後も、文化振興はもとより、観光誘客や移住定住の促進など、これからの県づくりにも幅広く活用してまいりたいと考えております。

〇二見康之議員 では次に、神話や伝承、神楽などの本県固有の文化資源を生かした人材育成について伺います。

今回のいわゆるコロナショックによって、都市部における感染症拡大のリスクが浮き彫りになり、テレワークの拡大など仕事の仕方の変化とも相まって、働き方や暮らしが見直され、地方移住への関心も高まっていると聞いております。

こうした地方回帰の流れは、本県にとってまたとないチャンスであり、移住施策に力を入れるなど、県は積極的に施策を推進するべきと思います。

記紀編さん記念事業では、神話や伝承、ゆかりの地、神楽などの本県固有の文化資源を磨き上げ、県内外に発信してきたわけですが、多く

の県民の方々にも、ふるさと宮崎を象徴する存在として、神話や神楽などに対する認識が広がったものと評価しております。

今後は、これらの磨き上げた本県固有の文化資源を、もっと子供たちにも伝え、ふるさと宮崎の将来を担う人材育成につなげていくべきと思いますが、見解を総合政策部長に伺います。

〇総合政策部長（渡邊浩司君） 本県固有の文化資源を生かして、将来を担う人材の育成につなげることは大変重要であります。そのためには、子供の頃から神話や神楽などに親しむ機会を提供していく必要があるものと考えております。

このため県では、小中高生に神話に触れていただく出前授業を実施するとともに、今年度は、日向神話の漫画本も制作することとしております。さらに、子ども神楽の発表の場を設けますほか、神楽の担い手の方々を後継者の育成について話し合う研修会を開催することとしております。

神話や神楽などの文化資源は、郷土を愛する心を育み、ひいては、若者の地域定着にもつながるものと考えますので、今後も積極的に活用し、本県の将来を担う人材育成につなげてまいりたいと考えております。

〇二見康之議員 では次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について伺います。

先日、知事提案理由説明の中でもありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今年開催が予定されていましたが中止となり、2023年の開催に向け調整がなされる中、大会主催者である日本スポーツ協会から、本県の開催年を2026年から2027年へ1年延期することについての協力要請がなされ、先般、これを受け入れる判断をされたとのことで

あります。

しかしながら、令和8年の国スポ・障スポの開催に向け、競技会場となる施設の整備や選手強化などの準備を進めてきた本県にとっては、開催時期が1年延期されることにより、少なからず影響があるのではないかと懸念するところでもあります。

そこでまず、主要3施設の整備について、現在の進捗状況と国民スポーツ大会が1年延期された場合の影響について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けた県有主要3施設につきましては、平成30年度に策定しました基本計画に基づきまして、現在整備を進めております。

このうち、都城市山之口町の陸上競技場につきましては、現在、造成工事を進めておりました。併せて実施設計を令和3年3月までに完了する予定であります。延岡市の体育館につきましては、建物の実施設計を進めておりました。今年12月までに完了する見込みであります。また、宮崎市のプールにつきましては、PFI手法による整備・運営についての検討を進めてきたところでありまして、来る11月に入札公告を行う予定としております。

なお、国民スポーツ大会の開催が1年延期された場合でも、主要3施設の整備につきましては、当初の予定どおり、令和7年度の供用開始に向けて取り組むこととしておりまして、大会開催までの間は、本県選手の競技力向上に向けた練習拠点として活用したいと考えております。

○二見康之議員 今回整備される主要3施設については、国スポ会場としてはもとより、本県のスポーツランドの中核をなす施設でもありま

すので、予定どおり整備を進めていただきたいと思います。

また次に、宮崎市に整備するプールについては、PFI方式を導入されるということですが、PFIによるスポーツ施設の整備は、本県では初めてであると伺っております。

そこで、プール整備のPFI事業の概要について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けたプールの整備につきましては、設計・建設から[※]10年間の運営・維持管理までを一括して民間事業者が発注するPFI事業として行うこととしております。

PFI手法を導入することによって、民間の技術やノウハウを活用し、設計・建設の段階から、将来の運営・維持管理方法までを見据えた効率的な施設整備を行うことなどで、コスト削減が図られますほか、年間を通じて、一般の方から競技者までの幅広いニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が可能となり、生涯スポーツの振興やアスリートの育成の新たな拠点として、スポーツランドみやざきのさらなる魅力向上にも寄与するものと考えております。

また、プール運営との相乗効果や、財政負担の軽減を図りますため、余剰地を活用した民間収益事業の提案も、PFI事業と一体で募集することとしております。

○二見康之議員 次に、競技力向上について伺います。

この国民スポーツ大会の延期が本県に及ぼす影響があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

これまで、第81回国民スポーツ大会に向けて長期的に取り組んでいることもあると思います。また、その年度の国体に向けて短期的に取

※ 56ページに訂正発言あり

り組んでいることもあるのではないかと思います。

昨年10月に開催された茨城国体では、天皇杯順位41位と苦戦を強いられたと記憶していますが、その状況を踏まえ、国民スポーツ大会の開催時期が1年延期になった場合の選手強化への影響について、どのようになっているのか、どのようにお考えなのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、選手強化につきましては、平成30年度に策定しました「宮崎県競技力向上基本計画」に基づき、また、昨年度の茨城国体の結果もよく踏まえまして、各施策等を推進しているところであります。

大会の開催時期が1年延期となった場合、高校生以下の少年競技に参加する対象選手が1学年繰り下がることとなりますが、選手強化を図る観点からは十分対応していけるものと考えております。

いずれにいたしましても、天皇杯獲得という目標は変わりませんので、開催年に各選手がベストな状態で大会に臨めるよう、計画の見直し等も検討しながら、競技力向上にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 考えようによっては、施設が1年早くできることによって、選手育成についてはその1年間、また時間がもらえて取り組むことができるというメリットの部分もあるのかなと感じるところですが、その中でも未普及競技については、昨年度の2月議会において、県が今後、特に力を入れて取り組みたいとの答弁がありました。その状況についてお聞きしたいと思います。

こちらの未普及競技については、サッカーやバスケットボールのような競技人口が多い競技

に比べ、競技力向上に向けた取組がなかなか思うように進まないのではないかと考えております。

また、これまで国体を開催してきた先催県においては、ほとんどの県が、このような未普及競技の育成・強化にも力を入れ、天皇杯獲得につながってきたと伺っております。

こちらの未普及競技の選手育成の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 未普及競技につきましては、各競技団体等が行います競技体験会や、県の「ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」を通しまして、選手の発掘に積極的に取り組んでいるところであり、ジュニア選手が全国大会等で上位入賞するなど、成果も出始めているところであります。

また今年度より、中学校に部活動がない競技を対象に、強化練習会やオリンピックの方などの講習会等を始めたところでありまして、各競技において、選手の育成・強化が進んでいくものと考えております。

今後は、未普及競技においても、毎年、国体で入賞する競技が増えていくよう、関係団体等と連携しまして、小中高の継続した選手強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

では次に、防災拠点としての庁舎の機能強化についてお伺いします。

今年7月、本県の災害対策の拠点となる防災庁舎が完成しました。新型コロナウイルス感染防止のため、大々的な落成式や見学会の開催は見送られましたが、建設に当たられた方々や関係者の皆様に対し、この場をお借りして、深く敬意を表したいと思います。

防災庁舎は、検討開始から約9年、総工費約123億円という、宮崎県政史に残る建築物であり、これまで県議会の場でも、幾度も議論を重ねてまいりました。

新たな庁舎は、地上10階・地下1階建てで、屋上にはヘリポートを備え、十分な災害応急対策活動スペースが確保されております。

また、県庁舎として初めてとなる免震構造を採用するなど、耐震性・耐浸水性が確保されるとともに、災害発生時に必要なライフラインが確保されているなど、南海トラフ地震など大規模災害にも対応できる機能と設備を備えており、県民の生命と財産を守る拠点となる庁舎が整備されました。

危機管理局などの関係部局が順次行っていた移転が終了し、先月から、庁舎の本格運用が開始されておりますが、大規模災害時に、県が関係機関と連携しながら円滑に災害対応を行っていくためには、今後、この新たな施設、設備をいかに活用していくかが重要であると思えます。

そこで、新たな防災庁舎が本県の災害対策の拠点として十分に機能するために、県はどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 防災庁舎が災害対策の拠点として十分な機能を果たすためには、新たな施設や設備を有効に活用するとともに、関係機関が連携し、迅速で的確な災害対応ができる体制を整備していく必要があると考えております。

このため県では、防災庁舎の整備に併せまして、災害情報やカメラ映像を大画面で表示する「災害対策用オペレーションシステム」や「防災情報共有システム」を整備し、情報収集・共

有体制の強化を図ったところでございます。

一般の台風第10号に係る災害対策においては、国や警察、自衛隊のほか、電力会社などの関係機関が防災庁舎に一堂に会するとともに、この新たなシステムを活用して情報を共有することで、円滑に災害対応を行うことができていると考えております。

今後とも、防災関連機関と連携しまして実践的な訓練を実施するなど、訓練や研修等の充実を図り、本県の災害対応力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策関連について伺います。

このことは、6月定例会においても多くの質問が行われたところであり、執行部からは、市町村向けにガイドラインを作成し、出水期に備えた対策を行っているとの回答があったところでもあります。

その後、7月豪雨では、熊本県球磨川流域で大規模な災害に見舞われ、ソーシャルディスタンスに配慮した避難所運営の様子を、度々メディアで拝見しましたが、この7月豪雨では、本県でも多くの市町村で避難所が開設されたと聞いております。

また、先日、6日から7日にかけて本県に接近した台風第10号では、避難者の受入れができなくなった避難所が発生したところであり、改めて、コロナ禍における避難所の受入れ体制などについても検討する必要があると感じております。

そこで、県内の避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策についての現在の状況を、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 避難所にお

ける新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、市町村において対策が進められ、先般の7月豪雨の際は、避難者の健康チェックやスペースの確保が適切になされたものと認識をしております。

一方、今回の台風第10号では、通常より多くの避難所が開設されたものの、多数の避難者のために、一部で定員オーバーが発生したところであり、今後の検証が必要と考えております。

現在、県では、「災害と感染の2つのリスクから命を守るための避難行動」といたしまして、多様な避難や避難所での感染症対策等について、様々な媒体を活用し、啓発を行っているところでございます。

また、市町村において、マスクなどの感染症予防対策品の備蓄が進められておりますけれども、県といたしましても、大規模災害を想定し、新たにマスク及び消毒液を備蓄することとし、今議会に必要な予算措置をお願いしているところでございます。

○二見康之議員 それでは次に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITを活用した発電所の大規模改良事業について伺います。

企業局の電気事業においては、昭和50年度以降、連続して黒字を計上するなど、安定的な経営を行っており、また、一般会計に利益の一部を繰り出すなど、県政にも貢献していただいております。

一方、施設、設備の老朽化が大きな課題となっており、今年3月に策定された「宮崎県企業局経営ビジョン」では、今後、発電所の大規模改良工事等を的確に実施していくこととされております。

こうした中、企業局の発電所で最大規模であ

る綾第二発電所においては、FITを活用して、大規模改良事業に取り組まれると伺っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、FIT認定に向けたスケジュールに遅れが生じるなど、課題もあるようです。

そこで、綾第二発電所のFIT認定に向けた進捗状況とその効果について、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 綾第二発電所大規模改良事業につきましては、当初、本年7月に契約の予定で入札手続を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、手続に支障が生じたため、5月に入札を一旦中止いたしました。

その後、6月に再度入札公告を行ったところであり、11月の契約締結、さらに令和3年度中のFIT認定に向けて、現在、手続を進めているところであります。

次に、FIT認定の効果であります。FITは、20年間にわたり一定価格での電力買取りが保証される制度でありまして、事業の長期的な見通しが立てやすくなるメリットがございます。

特に、綾第二発電所の場合は、20年間で約220億円の収益増が見込まれておりまして、この収益を有効活用することなどにより、老朽化した設備の計画的な更新を行い、長期的に持続可能な、安定した経営基盤を築いてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、ダムの前放流について伺います。

今年の7月豪雨では、熊本県を中心に九州や中部地方など、日本各地で甚大な被害が発生しました。

このような異常気象、異常豪雨の頻発する

中、昨年の台風19号を契機に、洪水被害を防止・軽減する対策の一つとして、本県でもダムの事前放流実施に向けての取組が進められております。

ダムの事前放流は、洪水の発生が予測された際、発電やかんがい用水等のためにダムにためている利水容量の一部を事前に放流して、治水容量として一時的に活用するものであり、洪水時の治水容量がさらに増えることで、大規模な洪水に対して、ダム下流の洪水被害の軽減が期待できるものであります。

しかし一方で、事前放流の実施に当たっては、放流後に貯水位が回復しなかった場合の利水上の課題もあると聞いております。

そこで、企業局における事前放流への対応と電気事業への影響について、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、12の水力発電所におきまして、ダムを活用した発電を行っております。

そのうち、県が管理する多目的ダム9か所におきましては利水者として、また、局が管理しております利水ダム3か所につきましてはダム管理者として、事前放流に対応することとなります。

具体的には、大規模な洪水が予測される場合には、事前に発電等のための利水容量の一部を放流し、ダムの水位を低下させることにより、治水対策に最大限の協力を行うこととしておきまして、今回の台風10号におきましても、事前放流を行ったところであります。

電気事業への影響につきましては、実際の降雨量が予測された量に達せず、ダムの水位が事前放流以前の水位まで回復しなかった場合は減収となりますが、治水対策を第一と考え、関係

機関と連携を図りながら、適切な事前放流に努めてまいります。

○二見康之議員 では次に、学校におけるICT環境の整備状況について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県でも学校の一斉臨時休業が行われ、学校教育にも大きな影響が出ました。

その中で、休業中の子供たちの学習保障として、オンライン教育などICTを活用した新しい教育の取組が、全国的にクローズアップされたところであります。

そのような状況を受けて、国は、コロナ以前から打ち出していたGIGAスクール構想の推進を急ぎ、前倒しする意向であると伺っております。

また、県教育委員会でも、今年の補正予算等において、通信ネットワークの高速大容量化の整備を含め、各種のICT関連事業を行うと聞いており、本県の学校のICT環境は、近々、大きく整備が進む見通しであると認識しております。

そこで、県内の市町村立小中学校と県立学校におけるICT環境の整備は、今年度どこまで進むのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） まず、端末整備につきましては、令和4年度までに整備を図るとされておりました、お話にありましたGIGAスクール構想のスケジュールが前倒しされ、現時点で、24市町村の小中学校と全ての県立学校が、今年度末までに完了する予定となっております、残りの2つの自治体も、令和3年度末までに整備が完了する予定となっております。

また、校内通信ネットワークの高速大容量化につきましては、24市町村の小中学校と全ての県立学校が、今年度中に整備を終える予定であ

ります。

なお、県立高校におきましては、今回の端末や通信環境の整備に加えまして、全ての普通教室に壁かけプロジェクター等を導入するなど、教室内のICT環境の整備について、積極的に進めることとさせていただいたところでありませ

○二見康之議員 では次に、ICT環境を活用した学力向上の取組について伺います。

学校のICT環境は、Society 5.0時代などを見据えたとき、必須のインフラであり、しっかり整備を進めてほしいと考えているところではありますが、今年度中に、本県の学校のICT環境は大きく前進すると、今伺ったところであり、大変喜ばしいことだと思います。

県教育委員会では、今後、ICTを活用した教育の推進に力を入ると伺っておりますが、その際、ICT活用は、あくまでも手段であり、本来の目的は、ICTを活用して、いかに子供たちの学力を高めていくのかが一番大事な視点であると考えています。

そこで、ICTを活用した教育を推進されるということですが、これを学力向上にどのようにつなげていくのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校教育においてICTを効果的に活用することは、児童生徒一人一人の能力や適性に応じた学びを実現し、学力向上につながるものと考えております。

ICTを授業に取り入れることによりまして、個人の能力に応じて、基本的な知識や技能を、これまで以上に効果的に身につけさせるとともに、協働の学びにおいて、外部とオンラインでつながったり、多様なメディアを活用することで、思考力・判断力・表現力等の育成にもつなげていきたいと考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、教師がICTを活用した質の高い授業が実践できるように、ICT機器の操作の習熟はもとより、それらを実際の授業で効果的に活用するための授業研究や研修に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、市町村立小中学校及び県立高校における修学旅行について伺います。

小中学校の修学旅行は、例年5月から7月、あるいは9月から11月にかけて実施している学校が多いと聞いています。行き先は、小学校は鹿児島県が多く、中学校は関西方面が多いと聞いています。さらに、高校については、例年12月から1月にかけて、関東方面を中心に、中には海外を修学旅行先としている学校もあると聞いています。

しかしながら、コロナの影響で、今年度は、5月から7月に予定していた学校が9月以降に延期するなど、例年どおりの実施が難しいといった話を聞きます。

そこで、今年度の市町村立小中学校及び県立高校における修学旅行の検討状況について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、各学校におきましては、行き先の選定に当たりまして、現地の感染状況や感染防止対策を十分に考慮しながら、慎重に選定・検討を行っている状況であります。

このような中、8月末現在の調査によりまして、まず小学校におきましては、本年度修学旅行を予定しております215校のうち、148校が県内で決定しており、65校が県内を含めて行き先を検討している状況であります。また、中学校

におきましては、本年度修学旅行を予定しております100校のうち、9校が県内で決定しており、37校が、県内を含めて行き先を検討している状況でございます。

県立高等学校につきましては、海外を予定していた全ての学校が、行き先を国内に変更しており、現在、行き先や実施方法等を検討している状況でございます。

○二見康之議員 高校については、行き先や実施方法等を今検討中とのことでありますが、小学校は、多くの学校が県内で決定、あるいは県内も含めて検討している状況にあり、中学校も、県内での実施を検討している学校が増えてきている状況にあるとのことでした。

それでは、この県内修学旅行の実施に当たって、県教育委員会としてどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、本年度の修学旅行の実施に当たりまして、例年どおりの実施が難しいことから、県内修学旅行も検討材料の一つとするよう、5月に、全市町村教育委員会及び小中学校に文書で呼びかけたところでございます。

また、県内修学旅行を後押しする事業について、商工観光労働部と連携して構築するとともに、新たなプログラムの開拓に向け、例えば、航空大学校や風力発電所、細島港の港湾施設など、県内各地を訪問いたしまして、修学旅行の受入れをお願いしてきたところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も引き続き、見学先や体験先等の情報を取りまとめまして、市町村や学校に随時提供してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 これまで県外で実施されてきました修学旅行を県内で実施することによっ

て、子供たちが改めて宮崎のよさを見直す機会につながるものと考えますので、引き続き対応をお願いいたします。

また一方で、県外での修学旅行を検討している学校もありますが、状況によっては、旅行先での感染リスクはゼロではありません。これは、どこに行っても同じだと思いますけれども。

そこで、県外で修学旅行を実施した場合、実施後、県内での新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ必要があると思います。みんながかかる可能性があるという認識の下に立つのであれば、感染が広がる前に、早くその状況を見つけるような、そういった対応をするべきだと思いますが、教育長に、どのようにお考えなのか伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 修学旅行につきましては、日本旅行業協会が示しております「国内修学旅行の手引き」を参考にすよう、文部科学省から求められておりまして、修学旅行を実施する場合、この手引きを踏まえて、旅行中の感染防止対策を徹底するとともに、旅行関係業者に対しても、遵守することを求める必要があると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、感染リスクはゼロにはならないことから、旅行実施後は、参加した児童生徒や引率教員、さらにはその同居家族等も含めた健康状態の経過観察を一定期間行うなど、感染拡大を防ぐ観点から、適切な対応を行う必要があるものと考えております。

○二見康之議員 以上で、用意しました質問は終わりますが、新たな未知のものに対応するコロナ感染症対策、県民がどういった情報を求めているのか、どういう思いで今、生活している

のか、そこに寄り添った対策、そして情報発信が必要なんだと、改めて感じたところでありませう。

私にも子供がいますが、学校現場でも、先生方が対応を非常に丁寧にされております。こういった一つ一つが、県民の生活の安心安全につながって、よりよい県勢の発展につながるよう祈念申し上げまして、私の代表質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕 (拍手) 午前の二見議員に続いて、自民党会派を代表してお伺いしてまいります。

まず、今回の台風10号において被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

早速、お伺いしてまいります。

新型コロナウイルスは、2019年11月に中国武漢で発生が確認されて以降、アジア、ヨーロッパ、オセアニア、さらには北米にも拡散し、2020年1月30日に、WHOは「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。その後も感染拡大が止まらず、3月11日、WHOはパンデミック(世界的流行)相当との認識を初めて示しました。現在、コロナウイル

スの感染者は、世界各国で確認され、その数も2,700万人を超えております。まさに地球規模での感染症であり、1918年にパンデミックが起こり、1920年までに世界人口の4分の1に当たる約5億人が感染したスペイン風邪や、アルベール・カミュの著書でも有名になりましたペストなどに匹敵する病気になりました。

今回のコロナウイルスは、スペイン風邪やペストなどと同様、多くの方が感染し、薬効及ばずお亡くなりになった方も多数いらっしゃいます。当時と大きく異なるのは、人はもとより、物の移動が国や地域間で活発に行われており、まさに人と物のグローバル化が進んだ中でのパンデミックとなったことでもあります。

また、経済への影響を見ると、グローバル化の進展により、東南アジアに大きく供給を委ねていたマスクや消毒液、さらには自動車の部品といった、我が国の生活物資や産業部品など、ほぼ全ての分野で原材料が不足するという状況に陥りました。

我が国において初めて確認されたのは1月16日でありまして、皆様御存じのとおり、その後、各地に拡大し、4月7日には、東京都など7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、さらに4月17日には、緊急事態宣言を全国に拡大しました。日本モデルと言われる、「厳しい移動制限等」を伴わず国民に自粛を求める取組が始まりました。県間の移動、飲食店・公共施設等も自粛。本県でも3月上旬の小中学校や高校の休校措置に始まり、様々な対策を打ってまいりました。特に企業や事業所に対しましては、大型連休直前の4月25日から16日間、また、8月1日から16日までの16日間と、書き入れどきの2回にわたり、休業要請が行われたところです。その間、自粛要請に御協力いただいた企業

や事業所、また、同時に多くの活動の自粛を余儀なくされ、御協力いただいた県民の皆さんに対して、心から敬意を表します。

コロナの影響は長期化することが見込まれており、今年度だけでなく、来年度以降の取組も必要となりますが、コロナ対策以外にも、社会保障関係費の増加や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組、さらには、激甚化・頻発化する災害へ対応するための防災・減災、国土強靱化など、引き続き取り組まなければならない課題があります。

このような厳しい状況の中、防災・減災対策をはじめとする来年度以降の予算編成にどのように取り組まれるのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下については、質問者席より行ってまいります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

来年度以降も、新型コロナウイルス感染症に係る対策はもとより、地方創生・人口減少対策や県民の命を守るための防災・減災対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組など、本県が直面する諸課題に的確に対応していく必要があります。

このような中、国の骨太方針におきましては、防災・減災対策について、国土強靱化基本計画に基づき「必要・十分な予算を確保」するとの方向性が示されたところであります。

来年度以降の予算編成につきまして、まずは、骨太の方針を踏まえた令和3年度以降の公共事業における防災・減災対策の考え方や、令和3年度の地方財政対策に係る議論など、国の動向を注視してまいります。

また、本県の実情を踏まえた必要な対策等に

ついて国へ強く要望するなど、必要な財源の確保を図ってまいります。

さらに、将来を見据えた計画的な予算計上や、公共事業等において地方財政措置のある起債を可能な限り活用するなど、引き続き、健全な財政運営に努め、県政を発展させるべく、本県が直面する諸課題にしっかり対応してまいります。以上であります。 [降壇]

○山下博三議員 次に、国土強靱化対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の事実上の第2波が到来した7月に発生した集中豪雨は、熊本県をはじめとする九州各県、そして日本各地に甚大な被害をもたらしました。

改めまして、犠牲になられた方々への御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

また、九州全域を暴風域に巻き込んだ台風10号では、本県の椎葉村において、大規模な土砂災害が発生し、現在も行方不明者の懸命な捜索が行われており、その安否が大変心配されるところであります。

今回の台風被害をはじめ、本県におきましては、近年、豪雨や火山噴火などにより、様々な災害が相次いで発生しており、また、南海トラフ地震への備えも必要なことから、平成28年度に、国土強靱化基本法に基づき、宮崎県国土強靱化地域計画を策定しております。

また、国は、平成30年度に、特に緊急に取り組むべき対策を3年間で集中的に実施するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、7兆円規模と言われる事業を実施しており、これを踏まえ、本県でも、3年間で500億円を超える予算が、通常の公共事業費とは別枠で措置されております。

まずは、これらを踏まえ、これまで県土整備部が取り組んできた国土強靱化対策の内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、国土強靱地域計画に基づき、ハード・ソフト両面から、県土の強靱化に向けた取組を推進しております。

具体的には、都城志布志道路をはじめとする緊急輸送道路の整備や、宮崎港などの津波避難施設の整備、河川堤防等におけるかさ上げや液状化対策の推進、雨量や河川水位をはじめとする防災情報の充実など、幅広い取組を進めているところです。

さらに、平成30年度からの3か年緊急対策により、一ツ瀬川をはじめ、県内の158河川における、約200万立方メートルに及ぶ河道掘削や、国道218号干支大橋などの特殊橋梁の耐震化など、特に緊急に実施すべき対策について、補助・交付金事業と県単独事業を、一体的かつ集中的に進めているところです。

県土整備部といたしましては、引き続き、県民の命と暮らしを守る防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 私ども県議会におきましては、これまで複数回にわたり、国土強靱化の推進に関する意見書を提出するなど、その必要性を強く訴えてきたところであります。

このような中、7月豪雨による球磨川や最上川の氾濫等や、今回の台風10号による甚大な被害を目の当たりにし、県民の命と安全・安心な生活を守るために、国土強靱化対策を継続して実施する必要性を改めて痛感したところであります。

7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」を見

ますと、「今年度までの3か年緊急対策後も、中長期的視点に立って、（中略）必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。」とあります。

一方、現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機とも言うべき状況にあり、国は、2度にわたり計50兆円を超える補正予算を計上しておりますが、現状を見ますと、今後も対策に相当程度の財源確保が必要となると思われる上、経済活動の自粛等に伴い、税収の大幅な減収が見込まれることから、令和3年度の予算編成は大変厳しくなるものと考えられます。

しかしながら、自主財源に乏しく、社会資本整備が大きく遅れている本県にとりまして、国土強靱化対策を継続して進めるためには、引き続き、国の予算を十分に確保することが重要になります。知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県が直面する南海トラフ地震や、頻発化、激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るため、国土強靱化の実現は、現在のようなコロナ禍の状況にありましても、着実に実施しなければならない重要な課題であると認識しております。

私としましても、全国知事会の場で、国土強靱化の必要性を強く訴えてきたところでありまして、6月末には、丸山議長とともに上京し、財務省や国土交通省、県選出国會議員に対し、3か年緊急対策後も、中長期的な見通しの下、別枠による予算を確保するよう強く要望し、前向きな回答もいただいたところであります。

また、県議会におかれましても、国への意見書を重ねて提出されるなど、強力な後押しもい

ただき、「骨太の方針」には、来年度以降の予算確保について、期待できる内容も示されているところであります。

しかしながら、今、御指摘がありましたように、コロナ対策に伴う財政需要の高まり、さらには税収見通しの厳しさも踏まえながら、予算編成はこれから本格化いたしますので、引き続き、県議会や市町村、関係団体等と連携をしながら、私が先頭に立って、予算確保に全力で取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしくお願ひいたします。

コロナの影響により税収が減る中ではありますが、私は、国土強靱化など、将来に向けた必要な投資は確保していく必要があると考えております。

コロナなどの感染症への対応はもちろん重要ですし、今後はますます進行するであろう少子高齢化社会、人口減少社会の到来に向けた備えも必要であります。

年金、医療や介護といった社会保障は、今も、そしてこれからも、我々の生活をお互いに支え合う大事な制度であり、必要な財源も多額なものになってまいります。

社会保障制度の維持・安定的な運営について、国にしっかりと財源確保を求めるとともに、県においても、引き続き、市町村等の関係機関と連携して、必要な対策を実施することを願ひしておきたいと思ひます。

さて、新型コロナウイルス感染症禍にあっても、国土強靱化対策は、県民の安全・安心を守るために、継続して取り組むべきものとの強い思いから、知事と県土整備部長にお伺ひいたしました。関連して、このたび、内田元副知事、鎌原前副知事に続き、国土交通省から就任いただきました永山副知事にお尋ねしたいと思

ひます。

副知事は、同じ九州の、しかも、戦時中から本県とも深いつながりを持つ沖縄県の御出身でもありますので、非常に親近感を覚えますとともに、本省で道路局や住宅局の主要ポストを歴任され、また、九州地方整備局と京都府での地方勤務も経験されておりますので、これまでの経験と高い見識を本県で遺憾なく発揮されることを期待しております。

また、現在、高校生の藤井聡太さんが、人工知能に負けない洞察力と詰めの強さで将棋界を席卷し、歴史を塗り替える活躍ぶりですが、永山副知事も将棋が御趣味で、高校時代に全国大会で3位になった経験がおありと伺っており、その先を読む力で、本県の抱える課題の解決策を御提示いただけるものと御期待申し上げます。

午前中に、二見議員の質問で、宮崎県副知事としての決意を述べていただきましたが、私からは、副知事に就任されて2か月がたち、国土強靱化をはじめ、県土整備行政の課題をどのように捉え、また、その解決に向けてどのように取り組んでいかれるお考えか、お聞かせください。

○副知事（永山寛理君） 山下議員におかれましては、私を温かくお迎えいただきまして、ありがとうございます。

本県の県土整備行政の課題とその取組についてでございますが、まずは、議員御指摘のとおり、国土強靱化対策をはじめとする社会資本整備を強力に推進していく必要がございます。そのために、就任後、県内各地の現場を訪問させていただいているところでございます。

その中で、昨日、椎葉村の災害現場の状況を確認させていただきまして、改めて実感したこ

とが、本県は、中山間地域が広範囲にわたって広がっており、土砂災害や水害も依然多く、これらの地域で暮らす方々の生活を守り、安心して暮らしていただけるよう、知事からも答弁申し上げたとおり、南海トラフ巨大地震への対応も含め、防災・減災、国土強靱化対策の推進に、引き続き鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

また、本県は南北に長く、東西にも広い上、県土の多くは山間部が占め、交通アクセスをはじめとした生活基盤の充実が極めて重要でございますので、住民生活の快適さや様々な地域産業を支えるために、高速道路を含む交通網や住環境の整備など、インフラ整備やまちづくりの充実を推進してまいります。

さらには、それらを支える建設産業の振興や担い手の育成・確保も重要でございますので、「新・担い手3法」の趣旨も踏まえ、多様な入札契約制度の構築や、週休2日制等労働環境の改善なども進めてまいりたいと考えております。

これらの実現のため、徹底した現場主義の下、これまでの経験や人脈をフルに生かして、必要な予算の確保や様々な課題解決に向けた取組に、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ頑張っていていただきたいと思っております。

今回は代表質問でありますので、あまり地元のことを言う立場にはないと思っておりますが、1点だけお許しをいただきたいと思っております。

農産物輸送の安定・迅速化と広域連携に資する「都城盆地・朝霧ロード」の未開通区間約3キロの早期整備について、お伺いいたします。

つい先日、私の地元、都城盆地・朝霧ロード

整備促進協議会の皆さんが、県土整備部長、知事に整備促進の要望について陳情されたところであり、本日、協議会の皆さんも傍聴にお見えになっております。

都城盆地・朝霧ロードは、国・県・市町が事業費を負担し、農産物輸送の安定と迅速化を目的に、緑資源機構九州整備局により平成8年に事業着手し、平成15年度に事業完了しております。

この道路は、三股町を起点に、一部既存道路を活用した都城盆地の外側を回る環状道路であるとともに、九州自動車道をはじめ、国道10号・221号・269号線などと接続する重要な幹線道路であります。

しかしながら、この整備事業計画の総延長約55キロの中で、都城市梅北町払川地区、斧研地区の約3キロ区間が未整備となっております。

整備することにより、次の3点が大きなメリットとなります。

1つ目として、都城盆地・朝霧ロードは、「経済の道」である都城志布志道路と接続しており、より高度な高速体系を活用した農産物流通の迅速化が図られること。2つ目に、都城志布志道路に接続する県道都城東環状線は、小中学生の通学路であるとともに地域の生活道路でもあります。都城志布志道路の全線開通後は、今以上の流入車両増加が見込まれることから、整備を行い、流入車両の分散を図ることで、通学生及び地域住民の交通安全対策として大きな期待ができること。そして3つ目は、都城市は、大規模災害時の「後方支援都市」であります。「防災の道・医療の道」である都城志布志道路と接続することにより、迅速・効果的な支援活動ができるとともに、市の外側を回る環状

道路の強みを生かし、災害派遣活動の利便性をより高めることにつながる。

以上3点の必要性から、都城盆地・朝霧ロードの未開通区間約3キロの整備についてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 都城盆地・朝霧ロードの未開通区間の整備につきましては、農畜産物輸送の迅速化や通学路の安全性確保など、議員御指摘のような効果も期待されるため、その必要性については十分認識をしております。先日、地元の皆様からも直接、切実な思いをお聞きしたところでございます。

現在、この道路は都城市が管理しており、県で整備をするには様々な課題がありますことから、昨年度より、整備の在り方について、都城市と協議を進めているところであります。

都城圏域では、道路ネットワークの骨格となる都城志布志道路や県道都城東環状線等の整備を現在進めているところでありますので、その整備効果や圏域内の交通の変化も踏まえながら、引き続き協議を行ってまいります。

○山下博三議員 都城市とも協議を進めておりますので、ぜひ、早急な事業化のほどよろしくお願ひいたします。

次に、商工観光分野における新型コロナウイルス感染症の影響と対策について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化しております。一時期は感染状況が落ち着き、飲食店なども、徐々にではありますが、回復の兆しが見えつつあったものの、7月には本県初となるクラスターが発生し、事実上の第2波が発生しました。

県では、感染拡大緊急警報を発令し、また飲

食店への休業等の要請も行うこととなり、経済活動にブレーキをかけざるを得ない状況になったところであります。

感染拡大防止対策と社会経済活動の維持のバランスを取ることは非常に難しいことと、改めて痛感しております。

新型コロナウイルス感染症が長期化していることにより、様々な分野において影響が及んでいると思っておりますが、影響を受けた県内商工観光分野の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県とみやぎん経済研究所が実施いたしました直近の企業アンケートによりますと、4月から6月期の一般的な業況につきまして、好転・増加と回答した企業の割合から、悪化・減少と回答した企業の割合を差し引いた、いわゆるD Iの数値が、マイナス52ポイントと非常に厳しい結果となっております。

感染症の収束が見えない中、売上げ等への影響は業種によってばらつきが出ておりますけれども、例えば、今年7月の主要ホテル・旅館宿泊客数が前年同月比で約6割の減、それから宮崎空港の乗降客数が同じく前年同月比で約7割減となるなど、飲食、宿泊、交通といった分野を中心に、厳しい状況が続いていると認識しております。

○山下博三議員 次に、新型コロナウイルス感染症関連の融資の状況についてお伺いします。

これまで商工観光労働部では、160億円を超える補正予算を組み、県内事業者の事業継続、雇用維持や経済活性化を図るための事業に取り組んでおられます。

本県の経済活動を回復させていくためには、これらの事業に適時に取り組み、しっかりと県

内経済に浸透させていかなければなりません。

そのためには、まずは、県内事業者の事業継続を図っていくことが必要であり、売上げが減少し、資金繰りに逼迫した事業者に対して、県では、実質無利子・無担保融資の貸付け等を設けて、資金繰り支援を行っております。

そこで、県中小企業融資制度における新型コロナウイルス感染症関連の融資の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症関連の融資実績は、4月から7月までの累計で、6,379件の約975億円、1件当たりの融資額は約1,530万円となっており、その大半は運転資金であります。

月別の推移を見ますと、4月が約85億円、5月が約272億円、6月が約380億円と右肩上がり急増し、7月は約238億円と、6月に比べますと若干ではありますが、減少しております。

また、業種別に見ますと、幅広い業種にわたって申込みがありまして、その中でもサービス業が最も多く、次いで建設業、小売業からの申込みが多い状況にあります。

今後も、高い水準での資金需要があるものと見込んでおりまして、現行1,000億円の融資枠を1,800億円まで拡充することにつきまして、今議会での補正予算をお願いしているところでございます。

○山下博三議員 ただいま御答弁をいただきましたが、4月から7月で6,379件の975億円、1件当たり1,530万円ということで、かなりの融資実績であります。

資金繰りに困窮した多くの事業者が助かっておられ、適正な融資の実行は有効な取組であると言えます。

一方で、今後の感染状況が分からず、経営の

先行きが見通せない中で、安易な借入れを行っている事業者もあるのではないかと懸念しております。今回、800億円の追加であり、合計1,800億円の融資であります。

そこで、融資に当たり、金融機関や信用保証協会において、どのような審査がなされているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症関連の融資に当たりましては、金融機関や信用保証協会におきまして、事業者から提出されました決算書等の書類を基に、借入金の使途、返済能力などの審査が行われております。

また、金融庁から、事業者への資金繰り支援を徹底するよう特段の配慮を要請されていることもありまして、提出書類の簡素化や審査の効率化を図ることで、迅速かつ積極的な対応を行っていただいているところであります。

そうした中、案件によりましては、金融機関と信用保証協会の協議により、事業者の財務状況や返済能力を勘案した上で、減額して融資額を決定する場合もあると伺っております。

○山下博三議員 借りた金は、いずれ返済していかなければなりませんので、安易な借入れは避けなければならないと思っております。利子補給の期間が終了した後や、元金の返済が始まったときに、返済できずに破綻に結びつくことも懸念されることから、金融機関や信用保証協会においては、慎重な審査をしていただき、県においても、随時注視していただきたいと思っております。

次に、観光についてお伺いいたします。

外出自粛等で人の往来を制限していく中で、観光分野も特に甚大な影響を受け、深刻な状況にあると考えております。

7月には、国においてG o T o トラベルキャンペーンを開始したところではありますが、その実施時期などについては、様々な批判があったところです。改めて、どの時点で開始することが正しいのか、事業の進め方の難しさを感じたところでもあります。

本県では、ECMOの整備や、ひまわり荘などの軽症者受入れ体制が整備されるなど、一定の医療体制が整いつつあり、このことを踏まえて、新型コロナウイルスの収束が見えない中ではありますが、そろそろアクセルを踏むべきではないかと考えております。

本県でも、補正予算で様々な観光の事業が講じられておりますが、その取組状況や今後の進め方について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、観光分野におきましては、感染症拡大に伴う往来自粛などによりまして、宿泊業や旅行業を中心に、大きな影響が出ております。

このため、県といたしましては、宿泊先における衛生対策等の取組を支援してまいりましたほか、感染拡大の状況を踏まえながら、まずは、県内、隣県を対象に、宿泊割引等のキャンペーンに取り組んでいるところであります。

これらの取組の前提となるのは安心安全でありますので、引き続き、その確保や情報発信に努めるとともに、今後、県内での教育旅行やスポーツ合宿の受入れ、さらには、感染症の収束状況も見極めつつではありますけれども、誘客対象地域の拡大についても図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 アクセルとブレーキを同時に踏まないといけないということで、先頭に立た

れる知事も大変な判断をしなければならないということではありますが、経済に力を与えず、このまま続いていくと瀕死の状態になります。ECMO、患者の受入れ体制が十分であれば、思い切ったアクセルを踏むことも大事だと思います。

次に、雇用への影響についてお伺いいたします。

まず、本県の有効求人倍率の状況、また、来年3月に卒業を予定している高校生の求人の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本年7月の県内の有効求人倍率は、6月と同じ1.10倍となっております。大幅に倍率が低下した4月及び5月と比べまして、低下傾向は、一旦落ち着いておりますものの、全国の状況を踏まえると、今後の推移を注意深く見守っていく必要があると考えております。

次に、来年3月卒業予定の高校生に対する県内企業の求人数につきましては、本年7月末現在で、就職希望者2,438人に対しまして、これを上回る3,161件となっております。

しかしながら、昨年同時期と比べると、求人数は2割程度減少しておりますので、県といたしましては、引き続き経済団体等と連携し、7月に予算化された「新卒採用企業応援事業」の活用を広く促しながら、県内企業に対しまして、新規卒業者の採用を働きかけてまいります。

○山下博三議員 過去、最も有効求人倍率が高かったのは2018年、2年前ですが、1.53倍であったようであります。労働力の売手市場から買手市場へと、徐々に変わってきているのかなと思っております。

全国的な感染拡大や、7月末の本県独自の感染拡大緊急警報の発令を受け、飲食業や宿泊業を中心に、8月以降の影響が懸念されるところでありますので、今後の有効求人倍率の動向を注視していただくよう、お願いいたします。

また、高校生の県内就職を促進するためには、様々な職種や恵まれた勤務条件など、多様な選択肢を提供する必要があると考えております。

県内企業にとっては厳しい経営環境ではありますが、一方では人材確保のチャンスであり、関係機関と連携しながら、求人確保に努めていただきたいと思います。

次に、解雇や雇い止めにあった方の状況についてお伺いいたします。

新聞報道等によりますと、新型コロナウイルス感染症に起因して解雇等をされた労働者の数は、全国で、見込みを含めて5万人を超えたこととありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内で解雇や雇い止めにあった方の状況と対策について、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止めを受けた県内の労働者数は、本年8月28日現在、見込みを含めてでありますけれども、481人となっております。

この数値は、6月に400人台に達してからは、全国と比べると緩やかな増加にとどまっておりますけれども、いまだに感染の収束が見通せないということとありますので、予断を許さない状況にあると考えております。

県としましては、今後とも宮崎労働局を通じて、県内の雇用・失業情勢を的確に把握するとともに、今議会に提案をしております「離職者

採用企業支援事業」を活用しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方が出た場合には、早期就労が図られるよう取り組んでまいります。

○山下博三議員 本県で、コロナに関連して解雇等された方の数は、全国と比べると、増加の割合が小さいようであります。

これまで、補正予算で措置した融資や給付金等の事業継続のための対策によって、雇用の維持にも一定の効果が現れているものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、V字回復が難しい中、補正予算で組んだ事業について、県内隅々まで事業の効果が浸透されるよう配慮していただくとともに、今後の感染状況等を踏まえながら、引き続き、必要な支援策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、シトラスリボン運動についてお伺いします。

本県では、3月4日にコロナの初感染者が出てから今日まで、360件の感染者が出ております。感染された方は、急な出来事の中で、本人はもちろん、その家族、友人、知人、職場の方など、皆さんに迷惑をかける思いと不安にさいなまれておられます。特に、感染された方に対する差別、偏見、いじめ、ネットでの攻撃等、かなり追い詰められたと聞いております。幾ら自分が気をつけていても、この世の中、人と人とのつながりで暮らしが成り立っております。

そのような中、本県でもトラック協会の方々を中心に、不当な差別をなくす運動として、シトラスリボン運動の取組が始まっております。新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない社会をつくるシトラスリボン運動の周知をどう考えるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御紹介のありました「シトラスリボン運動」は、愛媛県の大学で始められた取組というふうに伺っております。このシンボルとなっております3つの輪をかたどったシトラスのカラーリボンは、「地域」「家庭」「職場または学校」を象徴しているということでありまして、思いやりの輪を広げ、新型コロナウイルスに感染された方や医療従事者への差別をなくそうという運動であります。

県のトラック協会では、口蹄疫のときに大変な思いをした自分たちが先頭に立って進めたいと、この運動に賛同されまして、協会の会員企業がシトラスリボンのラッピングトレーラーを全国に向けて走らせておられるところであります。

先日、私もトラック協会を訪問し、実際に陳列してありましたラッピングトレーラーを視察し、協会関係者からその思いを伺ったところでありまして、改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

また、物流や医療等、県民の日常生活を支えていただいている方々——エッセンシャルワーカーという表現もされるようではありますが——の御尽力に対する感謝の思いも新たにしているところであります。

県としましても、「シトラスリボン運動」のポスターを掲示するなどの取組を行っているところでありますが、今後とも、県のホームページや人権啓発・情報誌等で積極的に紹介し、この運動ですとか、この運動で届けるべきメッセージについて県内に広めていくなど、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない社会に向けて、県民の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、宮崎カーフェリーにつ

いてお伺いしてまいります。

私ども県議会は昨年11月議会で、新船の建造経費として、総額170億円余のうち、県から40億円の融資に係る債務負担を議決しました。

その過程では、総務政策、商工建設常任委員会との合同審査を重ね、金融団からの借入金利の問題や、今後の事業計画の妥当性など、様々な課題が明確になりました。中でも一番の議論となったのは、今後の事業計画の妥当性についてであります。

提示された計画では、これまでの貨物取扱状況を踏まえ、年間7万台は堅いということでありました。特に上り便では、冷蔵の必要な貨物を中心に、乗船できない貨物、すなわちあふれ荷が年間6,000台以上あり、それを取り込むことにより、新船での乗船台数は十分に確保できるということでありました。また、帰り荷についても、新たな取組を進めることにより、乗船台数の確保に努めるということでありました。

そのような中、先日、宮崎カーフェリーの輸送実績について、県に確認をいたしましたところ、大変危惧すべき輸送実績が出されました。

県の説明によりますと、大分、別府と阪神間の輸送実績は、平成30年度に12万6,303台であったものが、令和元年度は12万9,824台と2.8%増えておりますが、南九州と阪神間は、14万2,933台から13万7,110台と、4.1%の減少となっております。

南九州を詳しく見てみますと、志布志発の「さんふらわぁ」は、7万1,962台が7万757台と、1,205台の減少であります。宮崎カーフェリーは、7万971台が6万6,353台となっており、4,618台の減少であります。「さんふらわぁ」に比べ、約4倍もの減少であります。

さらに、本年4月からの第1四半期の実績を

見てみますと、新型コロナの影響も大きく受け、南九州で前年同期比90.9%となっております。

同様に詳しく見てみますと、「さんふらわあ」が1万8,537台から1万7,700台と、837台の減少で、前年同期比95.5%であるのに対し、宮崎カーフェリーは1万7,449台が1万5,021台と、2,428台の減少となっており、前年同期比86.1%であります。

議会においては、本県農畜水産物の最大の流通手段である海上航路を守るべきであるとの観点から、昨年11月議会に県の提案した債務負担に対して、議会として極めて厳しい附帯決議をつけた上で賛同いたしました。

このように、宮崎カーフェリーにおいて、昨年度の貨物取扱いが減少し、今年度も志布志発「さんふらわあ」に比べ極めて厳しい現状にあるが、要因と対策について、県はどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 貨物輸送の昨年度実績につきましては、ゴールデンウィークの10連休による貨物の減や、輸送ルートの変更による下り荷の減、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、対前年比約94%となっております。また、今年度の4月から6月までの実績は、新型コロナウイルス感染症の影響による自動車関連部品の減少等によって、前年同期比約86%となっております。

このほか、貨物の減少要因としては、他航路との競合や、軽油価格の低下による陸送化といったことも考えられるところであります。

新船就航に向けて安定した経営を図るためには、長期事業計画において見込んだ貨物の確保が大変重要でありますことから、フェリー会社

におきましては、特別料金の設定など、営業活動の強化に努めているところであります。

また、県におきましても、下り荷確保のための可能性調査や共同輸送の実証事業を行うこととしておりまして、会社と連携して、貨物の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、午前中の二見議員に対する私の答弁の中で、プール整備につきまして、設計・建設から10年間の運営・維持管理と発言いたしました。正しくは15年間でございます。訂正しておわびいたします。申し訳ございません。

○山下博三議員 確認であります。昨年11月議会後に新船建造契約を結ばれましたが、新船建造に係る金融機関からの融資に係る金利は、我々が11月議会で議論したときには2.5%と提示がありました。その金利はどの程度になったのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 昨年11月議会における附帯決議を受けまして、知事、副知事が直接、金融機関に対し、金利の低減を求めたところであります。

金利につきましては、民間企業と金融機関との契約に関する事項であり、関係者間の協定もございまして、詳細につきましては控えさせていただきたいと存じますが、年利2%程度になったものと伺っております。

○山下博三議員 私どもは納得いたしておりません。県の貸付けの始まる、令和4年の新船就航のとき始まる利息であります。まだ時間がありますので、可能な限り努力をしていただくとありがたいと思っています。

それから、今回の質問の聞き取りの中で、いろいろと確認をさせていただきました。

宮崎カーフェリーは、新会社移行時に30億円

の借入れがなされております。2年間で約10億円が償還されており、現在約20億円の借入れ残であります。

私が驚いたのは、順調に償還されているのに——それも短期資金であります——2.5%の金利が支払われているということであります。ゼロ金利のこの時代に、妥当な利息でしょうか。民間企業では、今日、このコロナの影響を受け、経営に努力しておられます。なぜ金融団との交渉もなされていないのか、残念でなりません。赤字決算を出されて、我々は、「はい、そうですか」とはなりません。何を努力したか、全て結果が求められます。厳しく経営を見守っていきたくと思います。

次に、県トラック協会の役職員の皆さんや地域の関係者の皆さんに、直接、意見を伺う機会を持ちました。その中から3つの課題が浮かび上がってまいりました。

1つは、そもそも県内からの製造品出荷や移入が減少しつつある。すなわち、運ぶ荷物が少なくなってきたということでもあります。

2つ目は、宮崎カーフェリーを利用する一番の動機は、港が近くて出航時間が遅いということですが、新会社となって以降、相次いで運賃が値上げされ、志布志や大分府などと比べて実勢運賃が高くなり、利用するには大変厳しいということでもありました。

3つ目は、新型コロナウイルスの影響により、世界的に原油需要が緩和し、燃油価格も低下しているにもかかわらず、燃油調整金を徴収され、運ぶ荷物が減っているトラック会社にとっては、カーフェリーを利用したくてもできないということでもあります。

失礼を承知で申し上げます、「経営陣に金融団が入ったから、地元経済全体の振興を真剣に

考えていないのではないか」、ひいては「金融団は、本県農業者をはじめとする本県経済の生命線であるカーフェリーを、自らの利益を上げるための道具としか見ていないのではないか」という、痛烈な批判すら聞こえております。

トラック業界からは、感染症の影響等により貨物量が減少していることや、他航路の運賃が宮崎カーフェリーと比べ安いことなど、宮崎カーフェリーを取り巻く厳しい現状を耳にします。このような声を酌み取り、経営に反映させていくことが必要と考えますが、県はどのように認識されているのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 宮崎カーフェリーは、オール宮崎の体制で支える会社であり、社外取締役として、財務の観点から金融機関から2名が、また、物流や観光振興を含めた県全体の産業振興の観点から私が就任しており、それぞれの立場・知見から、経営に関する意見・助言を行っているところであります。

御指摘のありました、昨年来の貨物の減少や、他航路と比べ、その減少幅が大きいといった現状につきましては、関係者の方々から様々な声を伺っているところであり、私としても、新船建造に向けた経営安定化の観点から、大変大きな課題であると認識しているところであります。

現在、会社におきましては、特別料金の設定などを行っておりますが、さらに、航路の強みを生かした営業力の強化や、競争力のある運賃の検討などを求めるとともに、県事業においても、これらと連携した貨物確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 新会社設立3年目を迎えておりますが、株主の間で意見の相違があり、金融

団の株主と、金融団以外の株主とで大きく2つに分かれているようであります。

宮崎カーフェリーは、旧会社の抱えていた多額の債務を整理し、新会社となった第1ステージ、次に、老朽化した船に替えて、新船を建造するための資金を調達する、まさに昨年暮れまでの第2ステージを乗り越えてこられました。そして次は、将来に向けた経営安定の基盤を確実なものとする第3ステージに移ろうとしているところであります。

運送業界の皆さんは、本当に今のカーフェリー会社の役員体制で、将来にわたって経営の安定が図られるのか、今の体制では、新船が就航するまでにトラック業界が離れていくのではないかという危惧が増嵩してまいりました。

昨年の合同審査会の終盤、郡司副知事は、「経営に参画する人材として、OBの派遣を検討する」と言われました。また、坂口委員からは、「単なる県職員の派遣でなく、しっかりと経営に参画・判断できる人材の派遣が必要」という御発言がありました。

昨年12月の議会において、しっかりとした経営体制構築に向け、県OB派遣等を検討するとし、今年4月から勤務していると伺っておりますが、会社の経営強化について、県はどのように考えておられるのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 長距離フェリー航路の維持に際し、最大の課題でありました新船建造につきましては、昨年12月に建造契約が締結されたことにより、大きな一歩を踏み出したところであります。

県といたしましては、新船の建造・就航に向けて、より一層、経営体制の強化を図る必要があるとの考えから、会社の要請に応じ、本年1

月から、経営企画部門に県職員1名を派遣し、また4月からは、貨物部門に県OB職員1名をあっせんすることにより、人的支援を行ったところであります。

現在、会社におきましては、これらの人材が、会社の経営陣を支えながら、課題解決や経営の安定化に向けて取り組んでいるところでありますので、引き続き、株主・関係者の皆様から様々な御意見を伺いながら、よりよい経営体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 早急な社内改善をしていかないと、何も前に進めないような状況でありますので、よろしくお願いたします。

引き続きお伺いしますが、株主や取締役の間での話合いの状況も踏まえ、今後、宮崎カーフェリーの運営を担っていく望ましい人材像をどう考えるのか。また、株主の全員が納得できる次のリーダーを、県内の経済界から確保できると考えているのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 長距離フェリー航路は、就航以来、農畜産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの誘客に多大な貢献をしてきた本県経済の生命線であります。

運航会社の経営に当たりましては、本県経済を担う当該航路の重要性を認識した上で、生産者等の荷主、利用する運送業者、そして運航に関わる従業員など、関係者の期待や思いをしっかりと酌み取り、地域経済の発展に尽力していただくことが求められているものと考えております。

そのリーダーにつきましては、オール宮崎体制の下、関係者の皆様が納得できる方が担うべ

きものと考えておりますが、県といたしましては、今後とも、全体の調整役として、しっかりとした経営体制が確立できるよう支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私は、昭和43年に農業高校を卒業後、即、就農し、以来40年にわたって酪農経営に専念してまいりました。

その間、黒木博知事の防災営農計画から松形知事の国土保全奨励制度と、様々な農業政策の変遷をじかに見てまいりました。郡司副知事も同じだったと思います。

中でも黒木知事は、さきの防災営農計画の推進により、農業県宮崎の基盤確立を進める一方、目覚ましい発展を遂げている東京や大阪などの大消費地から遠隔の地にある本県にとって、一番のネックとなるのは輸送網であることを敏感に感じておられました。

その思いから、幾度となく、直接、日本カーフェリー本社に航路開設の要請を行われた結果、昭和46年には、日本カーフェリーが京浜航路を開設しました。

また、同年、子会社として設立された当時の宮崎カーフェリーが、日向－神戸間に就航し、一気に物流体制が改善され、当時、先端技術であったコールドチェーンという低温輸送技術の必要性もしっかりと認識され、その実現に尽力されたのであります。

その過程で知事は、汗を流して働いている県民とじかに接し、その意見に耳を傾け、県民・農家の発展のために何をしなければいけないかを真剣に考えられながら、県政をリードしてこられました。

県勢の発展のためには、何をしたいかではなく、何をしなければならないかであります。

これまで、郡司副知事から、るる答弁があり

ましたが、宮崎カーフェリーが将来に向けて、本県経済を支える大きな物流手段として発展するためには、まさにこれからの第3ステージで、県が強く責任を果たしていくことが重要であり、農業者はもとより、本県産業のために航路を残すのは、株主たる県の責務であります。決して、第3セクターだから、社外取締役だから、うまくいかなかったということになってはいけないと思います。

そのためには、県が扇の要として、責任を持って執行体制の強化を図り、経営の安定化にしっかりと取り組むべきであります。そうすることで、本県経済界を代表する株主の方や、巨額の貸付けを負担する県民の皆さん、私たち県議会が安心して宮崎カーフェリーを応援できるものと考えております。

これまで御紹介した地域の意見や課題を踏まえ、経営安定化に向けた取組を確実に行っていく段階を迎える、宮崎カーフェリーに対する県の姿勢について、知事の決意のほどをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠い本県にとりまして、この長距離フェリー航路は、農産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの観光客の誘客に貢献する、本県経済のまさに生命線であります。

また、トラックドライバー不足や長時間労働の是正など、本県の物流を取り巻く課題にも対応しながら、長距離輸送を可能とする、極めて重要な役割を担っております。

県といたしましては、このような航路の重要性を踏まえ、その長期的かつ安定的な維持に向けまして、事業再生や、新船建造の推進に取り組んできたところであります。

今後、令和4年の就航に向けまして、新船建

造を着実に進めるとともに、コロナ禍からの回復を図り、新船就航後の安定経営を目指す重要な段階となってくると考えております。

議員からも、るる御指摘があったところであります。しっかり受け止めながら、引き続き、県内経済界をはじめとする関係者との緊密な連携の下、オール宮崎体制全体の調整役として、県が必要な役割を果たしながら、経営安定化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 本県物流の要である宮崎カーフェリーにおける一連の心配される課題についてお伺いしてきましたが、新会社3年目を迎えている中で、安心して新船のスタートを迎えたい。そのためには、しっかりと会社運営がなされなければなりません。

私も議会が、県の1億円の出資金、そして40億円の債務負担の同意を決定するには、少なからず、黒木政典前社長のカーフェリーに対する熱き思いと、今日まで積み上げてこられた知的財産をしっかりと生かしてほしい、そのことも判断の一つになりましたことを申し添えておきたいと思っております。全県民が株主であり、債務を負担しているのも県民であります。そのこともしっかりと心に留めて、頑張ってくださいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症による林業・木材産業への影響について、お伺いいたします。

県内の原木価格については、昨年の消費税引上げや、米中貿易摩擦の影響などにより、10月以降下がりが始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、5月の県森連の原木市場の平均価格は、1立方メートル当たり8,700円まで下落しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、

その後の県内における原木価格の動向について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 原木価格の動向につきましては、県森連の原木市場平均価格によりますと、本年6月に、1立方メートル当たり約8,400円まで下落し、7年ぶりの安値になったところであります。

その後、県内の原木市場では、長雨等の影響により、例年に比べ出材量が減少している一方で、7月豪雨の影響を受けた県外からの買手が増えたことなどから、7月の価格は約9,200円となり、8月の価格は約1万200円まで回復いたしました。

しかしながら、依然として新設住宅着工戸数など木材需要は低迷しておりますので、引き続き、原木価格の動向を注視してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、新型コロナウイルス感染症に係る県の緊急経済対策の取組について、お伺いいたします。

森林・林業・木材産業は、住宅着工の動向に大きく左右されることから、他産業に比べて経済停滞の影響が遅れて生じ、長期化することが懸念されます。

この対策としては、木材の需給バランスを踏まえ、伐採を行う森林所有者や林業事業者などの川上側から、製材加工や木材利用などの川下側までの関係者が一体となって取組を行うことが効果的と考えます。

県ではこれまで、補正予算により様々な対策を講じておりますが、川上側の対策として、原木価格の下支えと雇用の維持・確保に向けた森林整備の支援について、現在の取組状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、川上

側への緊急対策として、森林組合、素材生産事業体、国、県、市町村などが参加して、自主的な生産調整などを話し合う協議会の設置や、木材生産を伴わない森林整備への切替えなどの支援に取り組んでいるところであります。

その状況であります。協議会につきましては、森林組合が事務局となり、県内全8地区において、7月末までに設立されております。

また、木材生産を伴わない森林整備につきましては、協議会などからの事業要望を踏まえまして、補正予算の8割以上に当たる約1,800ヘクタールの造林、下刈り、除伐などの予算を実施主体に内示しており、一部の事業体では、県に事前着手の届出を提出し、既に事業を開始しているところであります。

○山下博三議員 ただいまの答弁で、川上側では、各地区の森林組合を中心に、木材生産を伴わない森林整備への切替えなどを支援する取組が進んでいるとのことでした。

川下側におきましても、県内の木材需要を維持・確保するための各種事業が、補正予算により広く打ち出されており、それぞれ効果が期待されるところであります。

そこで、川下側の対策として取り組む、木材需要の喚起などについて、現在の状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 川下側への対策といたしましては、県産材を活用した住宅建設等への支援や、木材利用の普及啓発、また、製材工場が原木を買い支えるために、製材品をストックできる天然乾燥土場の整備支援に取り組んでおります。

その状況であります。住宅等への支援につきましては、新築住宅1棟分の柱の提供や、新しい生活様式に対応した改装等を行う商業施設

等への支援事業の募集を既に開始し、問合せや応募に対応しております。

また、木材利用の普及啓発につきましては、今月末からのテレビやSNSでのCM発信に向け、撮影等を進めております。

そして、天然乾燥土場の整備支援につきましては、応募企業に対しまして、採択に向けた事業計画の聞き取りなどを行っているところであります。

○山下博三議員 次に、宮崎県森林環境税についてお伺いします。

県では、平成18年4月に、県、県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進することを目的に、「宮崎県森林環境税」を導入し、平成23年、平成28年に、それぞれ5年間延長してきました。

これまで、この税を財源に施策を展開してこられたわけですが、宮崎県森林環境税を導入してどのような成果があったのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、宮崎県森林環境税を活用し、「県民の理解と参画」「公益的機能の重視」「資源の循環利用」などの視点から、各種の施策に取り組んできたところであります。

その成果といたしましては、森林ボランティア団体や企業に対する森林（もり）づくり活動の支援等により、ボランティア団体数が70から206へと約3倍になるなど、県民参加の意識醸成が図られております。

また、広葉樹の植栽や速やかな再生林、花粉の少ない苗木生産等を支援することで、約1万ヘクタールの森林の整備・保全が行われるなど、豊かな森林（もり）づくりが推進されております。

さらに、地域や学校等を対象にした森林環境教育の研修会の開催や、みどりの少年団の活動支援などにより、森林を守り育て人材の育成が図られたものと考えております。

○山下博三議員 宮崎県は、杉の素材生産量が29年連続日本一になるなど、全国有数の森林・林業県であります。木材価格の長期低迷や担い手の減少など、林業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、宮崎県森林環境税は、森林（もり）づくりを進める上で必要な制度ではないかと思っております。

また、昨年実施したアンケート調査においても、税の継続について、県民や企業の7割以上から肯定的な回答が得られていると聞いております。

一方、国におきましては、平成31年4月に「森林経営管理制度」が導入され、既存の森林整備事業では実施できない、手入れの行き届かない森林の整備等に必要な財源を確保するため、国においても「森林環境税」が創設され、令和6年度からの課税に先立ち、昨年度から県及び市町村に「森林環境譲与税」として譲与が開始されているところであります。

これまでの成果や国の森林環境税の創設などを踏まえて、宮崎県森林環境税の継続について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎県森林環境税は、森林を県民共有の財産として捉えまして、県民の皆様と共に守り育て、後世に引き継いでいく仕組みとして大変重要であると考えております。

今、部長が答弁申し上げましたような様々な成果も上げているところでありますし、県民等を対象としました地域意見交換会やアンケート調査、有識者から成る検討委員会においても、

今後も継続すべきであるとの意見を多く頂いているところであります。

国の森林環境税との関係につきましても、国の税では対象とならない県民参加の森林（もり）づくりや、公益的機能の維持増進のための再造林対策等は、県の森林環境税により、引き続き取り組んでいく必要があります。

本県は今回、台風10号の災害もあったところではありますが、山を守ることによる防災・減災の機能というものも、非常に注目をされているところであります。

こうしたことや、税の成果というものを踏まえて、宮崎県森林環境税につきましては、令和3年度以降も継続し、みやぎきの豊かな森林（もり）づくりを、県民の皆様の理解と協力を得ながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農政水産分野における新型コロナウイルス感染症対策等について、農政水産部長に7問お伺いしてまいります。

まず確認であります。新型コロナウイルス感染症に伴う、県内における農業・水産業への影響について、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本年3月から7月までの間、価格低下や出荷量減少等が見られた主な品目について、県独自で試算しましたところ、約120億円の影響が生じております。

最も影響の大きい牛肉では、4月にはA4等級の枝肉単価が前年比7割程度となり、連動して子牛価格も低下いたしました。緊急事態宣言解除以降は、牛マルキン事業の発動や、オール宮崎で取り組んでいただいている応援消費等の効果もあり、現在は緩やかな回復傾向にございます。

また、水産分野では、ブリ類等の養殖魚の国

内外における出荷が滞留し、価格は前年比7～8割程度となるなど、外食やインバウンド需要の依存度の高い品目を中心に、影響が継続している状況でございます。

一方で、巣籠もり需要等によります家庭消費の増加により、豚肉、ブロイラー、生鮮野菜等の価格は堅調に推移しているところでございます。

○山下博三議員 次に、県では令和元年度3月補正から5次にわたって、総額507億円余の補正予算を編成してられました。

農政水産分野では、生産者を守る、消費・販売を活性化する、ピンチを発展につなげるという3つの視点で、30事業、41億1,200万円余の補正となっております。

そこで、今年の感染症対策に関する補正予算において、農業者・水産業者への効果が見込まれる事業はどのようなものか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） コロナ対策につきましては、生産現場の生の声を直接伺い、国の対策等も活用しながら、議員御指摘の3つの視点で支援策を構築し、関係機関等と連携して推進を図っているところでございます。

具体的には、まず、生産者を守る視点では、安心して経営を継続してもらうための資金融資に加え、影響の大きい肉用牛や養殖魚の経営安定対策に取り組んでおります。

次に、消費・販売を活性化する視点では、オール宮崎で取り組んでいる地産地消や、食育と併せた学校給食での県産食材の提供、さらに、大消費地における県産農畜水産物のフェア等の支援などの取組を進めているところでございます。

最後に、ピンチを発展につなげる視点では、

本格的な輸出再開を見据え、H A C C P等に対応した施設整備の支援や、コロナ禍で改めて顕在化してまいりました物流対策につきましても、今回を機に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 疲弊した産地の再生・復活のためにも、効率のかつ農業者に寄り添って取組を進めていただくことが重要であります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大すると、事業の推進が難しくなることが懸念されますが、補正予算事業について、現在の進捗状況と、どのようにして効果を上げていくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県の事業に加えまして、国の支援対策等につきましても、農畜水産業者ごとに分かりやすくまとめたチラシ等を随時作成いたしまして、SNSや関係機関の広報誌などを活用して、情報発信と周知に努めているところでございます。

また、事業が多岐にわたることから、市町村やJA等と連携し、生産者の申請手続に係る支援体制を整備するなど、事業の計画的な執行に取り組んでおります。

一方で、県内での消費拡大対策につきましては、一定程度成果が見られるものの、大消費地での業務需要等の回復が厳しい中、食と観光をセットにした県内外対策の充実や、巣籠もり需要をターゲットにした配食事業者と連携した商品開発など、新しい生活様式に対応した取組を検討しているところでございます。

県といたしましては、総合的に講じました補正予算の効果を最大限に発揮すべく、農畜水産業者の経営安定に努めてまいりたいと思っております。

○山下博三議員 次に、コロナ関連補正予算30

事業のうち、特に消費低迷の影響を大きく受けている畜産分野、中でも和牛について伺います。

冒頭に申し上げましたが、2回の営業自粛は、飲食業界に大きな影響を与えました。食肉卸大手のスターゼンによりますと、「外出自粛により、外食需要、インバウンド需要が減少し、国産牛肉の販売価格が大きく低下した。8月以降も厳しい状況になっている」ということであります。

これまで、高品質でおいしい牛肉を目指して改良に取り組んできた本県肉用牛については、先ほどの部長答弁にもありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、外食需要の大きい畜産業においても、より甚大な影響を与えております。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている和牛の肥育経営について、今後の回復に向けた対策等をお伺いいたします。

また、水産業においても、外食事業者の休業などによる需要の低下により、養殖魚の滞留が生じていると聞いております。

そこで、同じく影響の大きい養殖業について、今後の対策等をお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 和牛の枝肉価格につきましては、回復傾向にある中で、大消費地での業務需要が回復しておらず、国の対策であります、いわゆる牛マルキンが、4月から毎月発動しており、肥育経営は厳しい状況が続いております。

このため、県といたしましては、県内外での応援消費や、ネット販売の促進に関係団体と一体となって取り組みますとともに、コロナ禍で影響を受けた輸出国や、今後、輸出再開が見込まれる中国など、新たな需要に対応できるよう

準備を進めてまいります。

そのためにも、本県独自の生産対策といたしまして、肥育経営の体質強化に向けた国の緊急対策に確実に取り組むための体制を整えますとともに、出荷頭数に応じた奨励金を交付するなど、このピンチをチャンスと捉え、積極的に経営に意欲を持って取り組んでいただく生産者の皆様に対し、販売・生産の両面から支援してまいりますと考えております。

続きまして、水産業についてでございます。

ブリ類やマダイ、ウナギ、アユ等の養殖業は、出荷量や魚価の低迷により、厳しい経営環境にあると認識しております。

こうした需要の落ち込みに対しまして、水産物販売に対する送料助成や、学校給食への食材提供などの取組に加えまして、今後は、国の事業を活用した、県内外での量販店やホテル等でのフェア等における販売促進も実施していく予定でございます。

また、経営改善を図るための金融支援のほか、県北地域の中小規模の経営体の協業化や加工の高度化等の新たな取組につきましても、地域計画を策定し、推進することとしております。

県といたしましては、今後とも市町村や関係団体等と連携いたしまして、コロナ感染症による影響の緩和と、養殖経営の経営安定に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、宮崎牛の精液の流出についてであります。

今年は、あの口蹄疫が終息して10年です。二度と経験したくない悲しい記憶ですが、その記憶は風化させてはなりません。

口蹄疫では、本県が所有していた種雄牛の大半が殺処分され、肉用牛産地宮崎の将来に暗雲

が垂れ込めました。

緊急避難を乗り越えた5頭と、その後の関係者の皆さんの、文字どおりの血のにじむ御尽力の結果、現在では「耕富士」や「満天白清」など、次の時代を担うエースが誕生してまいりました。

鳥取、長崎、宮城の全共に続き、2年後の鹿児島全共に向け、本県の体制は、これまでも増して盤石となり、関係者の期待はますます高まっております。

そのような中で、本年7月、エース級を含む本県種雄牛の精液ストローが、北海道をはじめとする7道県に渡っていたということが明らかになりました。

そもそも、エース級の種雄牛の精液ストローは、県の譲渡要領に基づき、家畜改良協会に所属する授精師に譲渡され、県内の農場で使用されるものですが、今回のストロー流出事件は、この改良協会の授精師と改良協会に所属していない授精師が関与していると聞いております。

また、法律では、精液ストローに証明書を添付して譲渡することが義務づけられておりますが、今回は精液ストローのみの譲渡であったり、農場で不要となった証明書を添付したりしていたと聞いております。

より品質が高く、おいしい牛肉を生産するためには、ブランドの確立された種雄牛のストローが不可欠でありまして、まさに本県種雄牛のストローは、全国の肉用牛産地が喉から手が出るほど欲しい遺伝資源であります。

さらにストローの流出は、平成28年から行われていたということではありますが、今回の違反の概要と行政処分の内容について、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今回の事案

につきましては、県内の4名の家畜人工授精師が関与しており、まず、家畜改良協会に属するA授精師が、農場を経営するB授精師から凍結精液を求められ、3年間にわたりまして約120本を譲渡しております。

そのB授精師は、エース級を含む約40本を別の授精師2名に譲渡いたしまして、その2名が、その後、県外の授精師等に譲渡しておりました。

議員御指摘のとおり、4名が精液証明書を添付しないで凍結精液を譲渡した行為につきましては、家畜改良増殖法に違反することから、授精業務を、それぞれ3か月から1年間停止させる処分を科したところでございます。

また、県外へ譲渡した2名につきましては、その際、使用済みの精液証明書を添付するという悪質性の高い行為もあったことから、自ら開設する人工授精所につきましても、1年間の使用停止といたしまして、精液の流通や保管を制限したところでございます。

○山下博三議員 平成21年11月議会において、我が会派の丸山裕次郎現議長が、和牛精液の管理体制についての質問をされております。

県は、精液ストローの管理を強化するため、人工授精師のモラルと法令遵守意識の向上に加え、人工授精所の立入検査の強化、インターネットを活用した需給管理システムの導入により、体制整備を図っていききたいと答えられております。

3年間にわたって凍結精液の不適正利用が行われていたが、県の管理体制は機能していたのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県におきましては、法令等に基づく定期的な立入検査によりまして、授精師に対する指導を行っております。

す。また、県の家畜改良事業団や関係団体と一体となりまして、県有種雄牛の凍結精液について、製造から利用までを一元管理できる本県独自のシステムを整備いたしまして、凍結精液の譲渡に関する要領等に基づき、適正管理に努めてまいりました。

しかしながら、今回の凍結精液の3年間にわたる不適正利用につきましては、モラルや法令遵守の意識が低いといった当該授精師の問題に加えまして、管理システムと凍結精液の在庫との突合が十分でなかったことなど、授精業務の監視体制や凍結精液の管理体制に課題があったと考えております。

県といたしましては、今回の事案を防げなかったことを深く反省いたしまして、現在、関係団体と連携しながら、再発防止に向けた検討を進めておりまして、これまで以上の対策を講じ、徹底してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 肉用牛生産において、高品質でおいしい牛肉を安定的に生産することは、全ての産地の目標でありまして、家畜改良の基本は、優秀な種雄牛の作出と適正な管理であります。

本県では、種雄牛の造成に毎年約1億7,000万円もの県予算を投入し、県内の生産者や県関係が一体となって取り組んできたことにより、「安平」や「忠富士」といったスーパー種雄牛をつくり出し、宮崎牛ブランドを築き上げてまいりました。

これまで、ストローの不正流通や不適正な管理が明らかになるたびに、管理体制が見直されてきたところではありますが、他の道府県は、何としても、全共で3大会連続、内閣総理大臣賞を受賞した、本県の優秀な肉用牛の遺伝資源が欲しいのであります。

国内のみならず海外でも、黒毛和種をはじめとする肉用牛の生産が加速する中で、国は本年4月に、「家畜改良増殖法」の改正と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の制定を行い、家畜遺伝資源に関する規制の強化と不正な取得や使用・譲渡に対しては刑事罰を科すことといたしました。

国が不退転の決意で精液ストロー等の遺伝資源を守ろうとしている中で、全国トップの肉用牛産地である本県として、これまでの取組の課題等を踏まえて、凍結精液の不適正利用をどう防止していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎牛のブランドは、長年にわたる関係者のたゆまぬ努力により築き上げられてきた、本県の宝であります。その優秀な種雄牛の凍結精液が、一部の授精師により不適正に利用されたことは、このブランド力に大きな影響を与えるものであり、大変遺憾に思っております。

このため、まずは授精師に対し、宮崎牛の歴史や背景、そして本県独自の精液管理の意義を再認識させるとともに、県家畜改良事業団など関係団体と連携をしながら、精液管理システムと連動したチェック体制をより強化してまいります。

さらに、議員御指摘のとおり、「和牛遺伝資源の適正管理と不正な取引防止を厳格化する法律」が、本年10月に施行予定となっております。

県としましては、この法律により、精液流通を厳しく管理するため、県職員はもとより、授精師をはじめ和牛関係者へ周知、啓発するとともに、法令遵守の徹底を機会あるごとに指導するなど、県全体で不正をさせない環境をつくり、県民の財産であります県有種雄牛の凍結精

液が適正に活用され、さらなる宮崎牛の発展に寄与できるよう、不転の決意で取り組んでまいります。

○山下博三議員 私も以前、酪農組合の組合長をしておりました。精液を扱うものですから、そのストローの管理については、年に2回、監査の中で厳しい本数調整をしてまいりました。

そのことも踏まえて、二度とこのような出来事が起きないように、授精師協会の皆様方には、厳しい御指導方をよろしくお願いいたします。

次に、農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

本県農政は、今から60年前に策定された宮崎県防災営農計画の思想・哲学が基本となって施策が推進されてきたと言っても過言ではありません。

当時の米・麦・大豆・カンショなど穀物に頼っていた農業生産を、台風が襲来する前に収穫できる早期水稻や、秋冬の施設野菜、さらには、経営の幅を広げるための畜産を導入し、農業所得の向上を図ろうというものでありました。

計画の策定に当たっては、それまでの営農の発想を大きく転換し、真に何が農業者のメリットなのかを考え、JAグループや市町村、共済組合の皆さんと認識が一つになるまで議論したということでもあります。

また、計画の実践段階では、現場の普及員から県のトップであった当時の黒木知事まで、それぞれの役割をしっかりと意識しながら、まさに一つとなって、農業者の目線で取組が進められました。

この防災営農の取組から20年がたった昭和50年代には、早期水稻や施設園芸、畜産は定着し、現在の生産構造の基礎が出来上がってまい

りました。

また、松形知事の時代、昭和60年には、「立体園芸」という、本県のゼロメートルの地帯から標高1,000メートルの標高差を生かして、野菜の周年出荷体制を築こうとした構想もありました。

さらには、県内全地域で特徴のある果実をリレー出荷しようという「フルーツランド構想」という、県民に夢と希望を与える構想もありました。

私の県議初当選は、東国原知事誕生の年であります。以来、今日の河野県政に引き継がれておりますが、振り返ってみますと、口蹄疫の発生、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など大災害が多く発生し、大変な苦難の道であったことは間違いありません。

しかし、宮崎県として、災害を乗り越え、力強い農家の団結力、JAなどの御協力もいただきながら、宮崎牛、マンゴー、完熟キンカン「たまたま」、メロメロメロンなど、数多くのブランドを創り上げられたのも、この10年の実績として評価したいと思います。

そのような中で、今年度は、口蹄疫発生の後に策定された第七次宮崎県農業・農村振興計画の最終年であります。

そこで、第七次農業・農村振興長期計画における本県農業の思想・哲学とは何だったのか。また、その実現に向けた重点的な取組とその成果として産地がどう変化したのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 現行の第七次計画におきましては、人口減少や国際化など、時代の変化を構造改革のチャンスと捉えまして、世界的な視野と長期的展望を持ちながら、既成概念にとらわれない大胆な改革と積極的なチャレンジ

によりまして、口蹄疫からの再生・復興と農業の新たな成長産業化を推進してまいりました。

具体的には、次の世代を担う多様な経営体の育成をはじめ、産業間、地域間などの垣根を越えたフードビジネスの取組を展開し、マーケットインに対応した生産構造への転換など、攻めの産地づくりを進めてきたところであります。

これらの取組を通じて、全国和牛能力共進会において、3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞した宮崎牛に代表されるブランドづくりが着実に進展する中、農畜産物の輸出額は、毎年、過去最高を更新するとともに、加工・業務需要に対応した全国トップの冷凍ハウレンソウ産地が形成されるなど、多くの成果が実を結んできておりまして、農業産出額も、口蹄疫発生前の水準を上回るまで回復しております。

この築いてまいりました成長の流れをしっかりと軌道に乗せるとともに、残された課題、また、新たな時代の潮流を踏まえまして、次期計画を策定してまいります。

○山下博三議員 私は、これまでの質問を通して、地域に根差した担い手の確保・育成の必要性について、幾度となく当局に質問してまいりました。

農業者の減少が加速化する中で、地域農業を守りながら、農業生産の担い手をいかに確保するかが、これからの農業政策はもとより、地域政策を進めていく上でも大変重要となってまいります。

そこで、第八次計画において、どのような人たちを担い手として捉えているのか。また、産地の大部分を担う親元就農した青年農業者の位置づけについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 第八次計画

におきましては、家族経営か、農業法人かにかかわらず、経営発展を目指す農業者を担い手の中核として、さらに地域活動なども担う定年帰農者など、多様な経営体につきましても担い手として位置づけることとしております。

また、親元就農の青年農業者につきましては、後継者として経営基盤を継承するだけでなく、農業系以外の学校や他産業を経験後にUターンして就農、そして、その知識や経験を生かして、これまでにない新たな経営の展開や地域農業活性化の中心になって活躍される新たな事例も増えてきているところでございます。

県といたしましては、このような多様な青年農業者を対象にいたしまして、農業大学校や普及センター、さらにはリーダー養成塾等におきまして、先進的な知識や技術の習得を図るとともに、ネットワークづくりの下、新たなチャレンジに向けた取組につきましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、本県農地の集積と基盤整備について、お伺いいたします。

このテーマも、これまで議会質問のたびに取り上げてきたテーマであります。法人の集約する面積はどれくらい増加したのでしょうか。

本県の水田の基盤整備率は、平均で41%であります。これは、県内の水田面積3万5,700ヘクタールのうち、30アール程度以上の区画整備が済んでいる面積の割合であります。

一方、東北地方の水田地帯においては、基盤整備率67.5%となっております。ちなみに、50アール以上の基盤整備率は14.3%でありまして、担い手の平均耕地面積も基盤整備前と比べて拡大し、大規模経営が先進的に取り組まれております。

第七次農業・農村振興長期計画では、農地中

間管理事業等を活用しながら農地を集約し、より大規模で企業的な農業経営の展開を進めてこられました。県の今後の農業経営における農地集約の必要性及び農地を集約する上での阻害要因について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農地の集約化につきましては、農業経営の規模拡大や農業生産のスマート化・効率化を図る上で大変重要な取組と考えております。

しかしながら、土地持ち非農家や高齢農家の増加等によりまして、将来の集落の農業について、しっかりと話合いができないため、担い手への農地の集約化が進まない地域の実態が顕著になってきております。

このため、県といたしましては、市町村等と連携しながら、後継者の有無などを見える化した農地地図の作成支援や、集落単位で担い手に集約する新たな手法の提案などを行うとともに、コーディネーターの派遣によりまして、将来の営農ビジョンである「人・農地プラン」の策定に向けた話合い活動の活性化を図りながら、農地の集約化を積極的に推進してまいります。

○山下博三議員 私も、今日まで幾度となく訴えてきたことですが、今後、農業経営はAI、IoT、ドローン、ロボットの時代に突入してまいります。

今後の営農を展開する上で、農地を集約することは最重要課題であります。農地の一筆一筆が狭く分散していることから、基盤整備の推進が必要であります。

では、現在策定中の第八次計画において、農地の集約が図られる基盤整備をどのように推進していくのか、農政水産部長にお伺いいたしま

す。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農地の担い手が減少する中、規模拡大を目指す農家等への農地の集積・集約や、生産性の向上、さらには農作業の効率化、そして安全性を確保するため、スマート農業に対応した基盤整備を進めることが大変重要であると考えております。

このため、区画が不整形で抜本的な整備が必要な地域におきましては、計画的な圃場整備に加え、簡易な畦畔除去による区画拡大などとともに、地図情報システムの活用により、農地の利用権や地形条件などのデータを組み合わせ、最適な整備手法を提案するなど、スピード感を持って整備を進めております。

県といたしましては、第八次計画におきましても、整備面積などの明確な数値目標を掲げることとしており、市町村や土地改良区等とも連携を図りながら、目標達成に向けまして、積極的に農地の基盤整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今、部長の答弁で、スピード感を持ってやるというありがたい言葉を頂きましたが、今の部長の言葉を職員一人一人がしっかりと胸に刻み、地元の盛り上がりを待つのではなく、農村社会は大変高齢化しておりますから、自分たちの力と努力、そして自ら汗を流して長期計画を実現するんだという、主体的な意識を持って進めていただきたいと、切にお願いしておきます。

次に、本県農業の目指すべき姿についてお伺いいたします。

私は、平成31年2月の代表質問の中で、JAグループ宮崎が、本県農業生産基盤の縮小、脆弱化について本県農業・農村の危機として位置づけ、地域農業を守る取組を進めるべきである

と考えていること、また、平成31年から令和10年までの国連「家族農業の10年」において、小規模で農業労働力の過半を家族労働力が占めている農業を「家族農業」と定義した上で、家族農業に係る施策を推進していくとされたことを紹介いたしました。

平成27年度において、国内では138万の農業経営体が営農活動を行っておりますが、その中で、家族経営と言われるものは134万経営体余りで、実に97.6%であります。

一方、大規模経営が多いと言われるアメリカにおいては、98.7%が家族経営であり、EUにおいても、1,080万経営体のうち、実に96.2%の1,043万経営体が家族経営となっております。

当然、国によって農地の規模が異なることから、1経営体の耕地面積は日本に比べて桁違いに大きくなってはおりますが、いずれも家族経営が担い手の基本であります。

本県でも、平成27年度の農業経営体2万6,361戸のうち、組織経営体経営は692経営体でありまして、農業経営体の97.4%は家族経営であります。

一方では、私の地元都城地域をはじめ県内全域で、露地野菜や加工米などを中心とした大規模な農業法人が積極的に農業生産を担っているのも事実であります。

これまで、地域農業の担い手の皆さんと意見交換を重ねてきた中で、主業農家も農業生産法人のいずれも、本県農業の重要な担い手であり、いずれも経営を発展していただくことが本県農業の振興につながるものと、確信してまいりました。

そこで、本県の農業・農村が目指すべき姿とはどのようなものと考えているのか。また、その実現のために、県はどのような施策を行うの

か、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業は、担い手や労働力の減少に加えまして、激甚化する自然災害や地球温暖化、家畜や植物の伝染病、さらには新型コロナウイルス感染症への対応等、様々な課題に直面しております。

このような中で、農業が持続的に発展し続けるためには、これらの危機事象にも負けない「新たな防災営農」といった視点を持ちながら、生産・流通・販売まで一貫したスマート化の取組を進めることで、稼げる農業を目指していく必要があると考えております。

また、産地の生産力をさらに高めていくためには、規模拡大を目指す法人等の経営力強化を図るとともに、集落機能や生産基盤の維持に大きな役割を果たしている家族経営体の活躍が不可欠であると認識をしております。

そのため、第八次計画におきましては、経営規模の大小や個人・法人を問わず、家族を中心とした経営体を「みやざき型家族農業」と位置づけ、しっかり支援するとともに、次代を担う若い力を呼び込むことで、中山間をはじめとした地域農業の活性化を図り、魅力あふれる食や、美しい農村を支える農業の重要性を、県民の皆様とも共有しながら、「持続可能な魅力あるみやざき農業」を目指してまいります。

○山下博三議員 来年から向こう10か年の第八次が、さらなる宮崎農業の発展に大いにつながるように期待をしておきたいと思っております。

次に、警察官の人財確保についてお伺いいたします。

昨今の人口減少や民間企業の採用意欲の高まりを受け、警察官の受験者数が年々減少の傾向にあると伺っております。

宮崎県警察の運営重点である重要犯罪の徹底

検挙と組織犯罪対策の推進や、交通事故の防止などに的確に対応するためには、より優秀で多様な人財の確保が必要不可欠であると思われま

す。
そこで、宮崎県警察における警察官の採用試験の現状と人財確保方策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警の警察官採用試験の受験者は年々減少しております。5年前の平成27年度の受験者483名と比較すると、令和元年度の受験者は354名と3割近く落ち込み、競争倍率は約2.8倍でありました。

このため、受験年齢層に身近なツイッターなどSNSを活用した採用情報の発信を行ったほか、オンラインによる採用説明会やオープンキャンパスを開催いたしました。

また、語学などの資格保有者や全国規模のスポーツ大会の出場者に対する加点制度を新たに設け、優秀な人財の確保に取り組んでいるところでもあります。

このほか、県警では、警察官の居住地規制の緩和、男性の育児休業取得など、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進した職場環境の整備に取り組んでおり、これらの施策を、採用募集活動を通じて広く周知しているところであります。

○山下博三議員 次に、県内の大麻事件についてお伺いします。

先般、宮崎市内の住宅で大麻草数十本を栽培したとして男2人が逮捕されたという新聞記事を見ました。全国版のニュース等でも、芸能人の逮捕が多数取り上げられております。昨日も逮捕事案が報道されておりました。

大麻に関する犯罪といえば、東京など大都市圏を中心とした犯罪をイメージして

が、実際には当県でも逮捕報道があることから、全国的に蔓延しているのではないかと考えられます。

そこで、県内における大麻事件の現況等について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 全国の大麻事犯検挙人員は、平成26年以降増加し、昨年中の検挙人員は4,321人で過去最高となりましたが、本年も前年を上回るペースで増加しております。

当県におきましても、全国同様、増加傾向が見られ、過去最高となった平成30年の年間検挙人員40人に迫る34人を、今年上半期で検挙しております。

大麻事犯の増加要因といたしましては、特に、未成年者を含め若年層を中心とした乱用の拡大が挙げられます。

また、近年、インターネット上で大麻の有害性を否定する記述等が散見され、大麻に対する警戒心が低下していることが懸念されます。

県警といたしましては、引き続き、乱用者や密売組織に対する取締りを推進するとともに、若年層を対象とした薬物乱用防止の講話など啓発活動を行いながら、違法薬物事犯の撲滅に努めてまいります。

○山下博三議員 次に、横断歩道における交通事故についてお伺いします。

全国的に安全なはずの横断歩道で、歩行者が被害に遭う交通事故が発生しています。

例年、JAF（日本自動車連盟）が「信号のない横断歩道における一時停止状況の全国調査」の結果を発表していますが、この調査では、全国の都道府県ごとに、信号のない横断歩道における一時停止率が発表されており、昨年も、全国1位は長野県で、60%を超える一時停止率でありました。

私自身も運転する中で、信号のない横断歩道できちんと一時停止する車が増えてきたと感じることがあります。

そこで、本県の信号のない横断歩道における一時停止率の推移と、横断歩道で発生した歩行者被害の交通事故発生状況とその対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 御指摘の、J A Fが昨年発表いたしました「信号のない横断歩道における車の一時停止状況全国調査」によりますと、本県の一時停止率は、23.4%で全国14位であり、前年から7位順位を上げました。

また、昨年、本県で発生した横断歩行者妨害等違反が原因となった交通事故は92件であり、平成28年の138件と比較して約3割減少しております。広報啓発や交通指導取締りの成果が、一定程度出ているものと考えているところであります。

県警では、引き続き、交通指導取締りを推進するとともに、横断歩道における歩行者優先を徹底させるため、SNSやテレビCMによる広報啓発活動、運転免許の更新時講習における交通安全教育の徹底など、あらゆる機会を通じて、交通ルールの周知を図ってまいります。

○山下博三議員 最後になりましたが、教育長に大変申し訳ない一問になりました。よろしくお願ひしたいと思います。先ほど、J A Fが実施しております「信号のない横断歩道における車の一時停止状況全国調査」の結果等について、警察本部長より御答弁いただきました。

令和元年の全国平均の一時停止率は17.1%である中、本県は23.4%で、全国14位ということですが、2016年に調査が始まって以来、断トツとなっているのが長野県であります。

その理由について、いろいろと調べてみまし

たら、児童が学校の登下校の際に、横断歩道で止まってくれる車両に対し、「ありがとう」と感謝の気持ちを込めて必ずおじぎをしているそうです。やがて、その子供たちが大人になり車の運転をするときには、横断歩道で止まることが当たり前のようになっているとのことでありました。このような取組は、交通事故を減らすことにつながっていくのだらうと思います。

そこで、交通事故を減らすためには、幼少期からの啓発が必要だと思ひますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、横断歩道の手前で止まっておく運転者に対して感謝の気持ちを表す、この子供たちの行動は大変素晴らしいものだと思います。同時に、交通事故を減らすためには、幼少期から社会的スキルと安全に関する能力を身につける、継続的な安全教育に取り組むことが重要であると考えております。

現在、県内各学校におきましては、小学校入学時に行う登下校の指導をはじめ、交通安全協会などに依頼して実施しております交通安全教室などにより、交通ルールを身につけさせるとともに、危険を予測・回避する能力の育成に取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会や県警などの関係機関としっかり連携を図りながら、児童生徒の交通安全の意識を高めるための取組を行ってまいります。

○山下博三議員 以上で代表質問を終わりますが、私が今回の質問で一番気になりますのが、コロナ禍における経済状況であります。

現在のような状況が長引けば長引くほど、経済に及ぼす影響は甚大なものになってまいります。

多くの経済界の皆様が、コロナ対策でのつなぎ資金を利用しておられますが、借りたお金はいつか返済しなければなりません。後々、返済の見通しが立たず、倒産に追い込まれる企業が出てくるような気がしてなりません。

そのようなことにならないよう、県においても、課題と精いっぱい向き合い、対策を講じていただきますようお願い申し上げます、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

